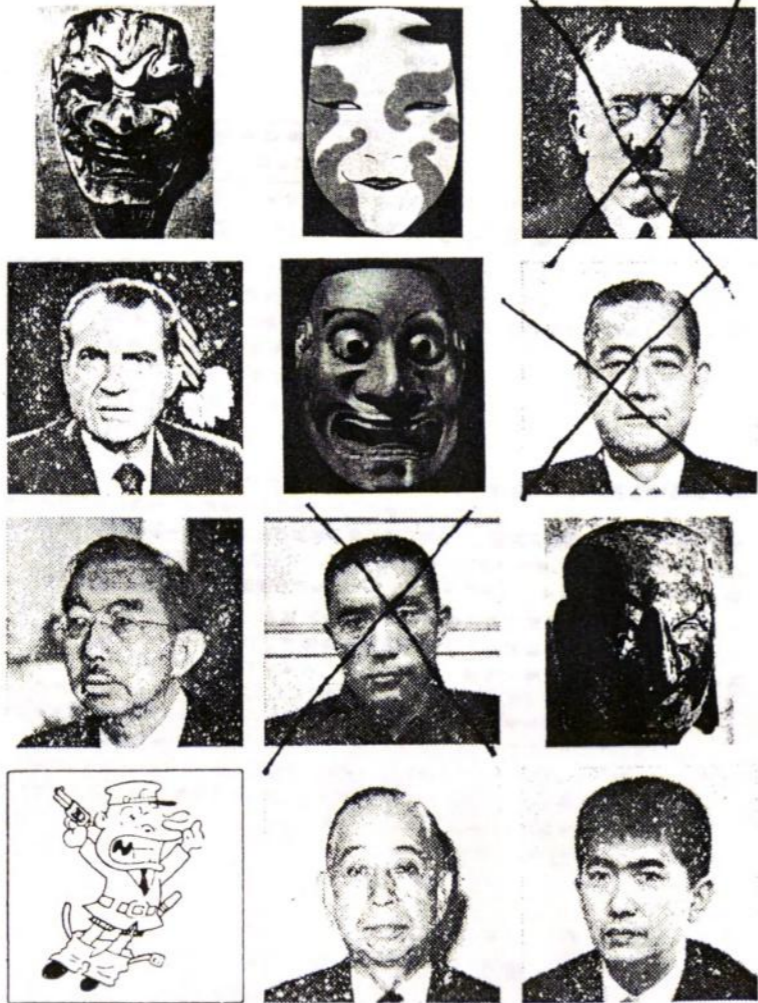


この顔にピンときたら110番!



または『おたずねもの非力宣言』

こんなことは許さないゾの集会
—警察に大きな顔をさせないための報告と討論—

貴評議会からの〈私〉あて七月五日付の文書にのべられている委任状の原本に相当する〈文書〉は、すでに〈私〉からの貴評議会あて六月三日付の文書と共に提出してあります。

また、前記の〈文書〉（未開封）を開封する条件も、すでに六月三日付の〈私〉の文書によって貴評議会は承知しておられるはずで、とすれば、貴評議会からの七月五日付文書は本来成立不可能であり、かりにその趣旨を実現するとしても、そのためには、まず、六月三日付の〈私〉の文書の趣旨の実現が不可欠であることは、いうまでもありません。

従って貴評議会の開催日時と場所を〈私〉あてにお知らせ下さい。都合のつく限り出席します。

なお、〈私〉からの五月三日付の貴評議会あて文書でのべているように、複数の人たちが、貴評議会のいう委任状に相当する〈文書〉（〈原本〉は複数存在します）を提出することが可能です。

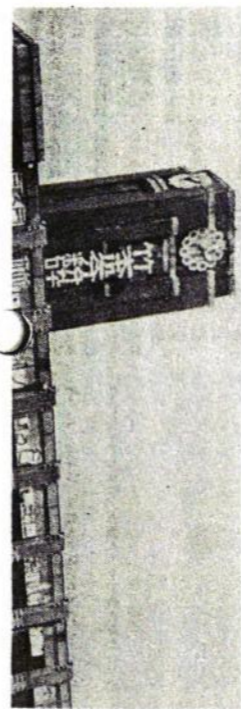
しかしながら、それらが、いま、どこにあるか……をめぐって警察の捜索が全国的におこなわれているので、貴評議会が、次の点に関して〈私〉たちの納得がいくまで釈明してから、提出することにしま

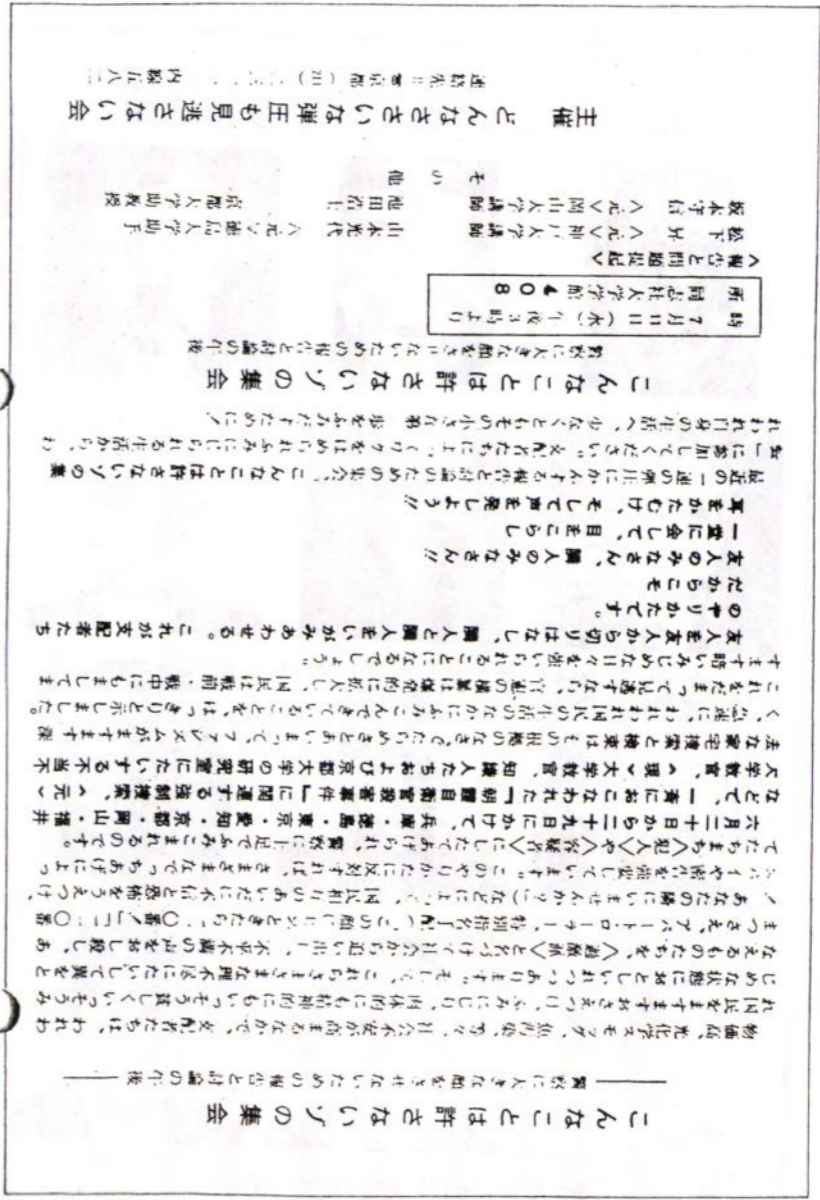
- 一、〈私〉たちから、〈竹本信弘〉氏の〈処分〉審査に関して貴評議会へ提出した〈文書〉は、いま、どこにあるか？
- 二、貴評議会のいう〈委任状〉に警察当局が関心を示す理由は何であると考えるか？
- 三、六月二十日、二十八日、二十九日に、〈私〉を被疑者とする令状によって全国的におこなわれた捜索に関して貴評議会はどのような関連をもつか？
- 四、〈竹本信弘〉氏の〈処分〉審査に関して発言しようとする者に警察の介入がある場合（将来を含む）、貴評議会は、どのように責任をとるか？
- 五、貴評議会は、〈私〉を媒介として、〈竹本信弘〉氏と直接会うつもりはないのか？
- 六、………

一九七三年七月十五日

京都大学評議会 御中

松下 昇 印





このパンフレットは上に写真を掲げた集会の記録と当日会場で配布されたビラ・資料をもとに作成したものです。ここに収録できませんでしたが、和田洋一（同志社大学）氏の「世界文化」の頃」という講演と各戦線からの報告並びに討論がありました。
目次 報告・池田浩士——1 報告・坂本守信——7 報告・松下 昇——11
報告・浜本多恵子——16 まとめ・松下 昇——20 感想・坂本守信——21
続似而非物語・池田浩士——21 資料・押取品目リスト、その他——23

報告・池田浩士

警察権力と大学の関係についての事実報告

すでに何回かいろいろなところで報告をしましたので今さらまたくりかえすのには抵抗があるのですけれど、六月二〇日から二九日迄にかけて全国の多くの都府県で行なわれた強制捜索および京都大学に対して行なわれた強制差押えについては、その直後に明らかになつた事柄に加えて、ここ数日間にもまた幾つか明らかになつたこととありますので、それも含めて報告したいと思います。それぞれの場所でのことはこれから何人かの方が詳しく報告されるでしょうから、ぼくはぼくに関することをごく大雑把に報告し、あわせてここに至るまでの「竹本処分」の過程のアウトラインを明らかにするよう試みたいと思います。

ぼくに関して云えば、六月二八日の朝六時一五分頃に、京都府警と京都府宇治警察署の私服が八人——外でも当然それ以外に何人かが待機していたんですが——ぼくが住んでいる京都大学宇治職員宿舎にやってきた。この直前に同じ研究室にいる野村修さんから電話をもらつて目が覚めたんですが、その電話の内容は、今ぼく（つまり野村さん）のところへ京都府警の刑事がきて、「これからあなたがたの研究室を捜索するから一緒に来て立ち会え」と云つてきたので研究室へ行くけれど、同じ室を使っているきみ（つまり池田）が行くまでは捜索させないからそのつもりでいてくれ、ということでした。そこでぼくのところへも迎えがくるだろうと思つて、服を着て顔を洗つたところへ私服が来た。ところがそいつらは、研究室のこ

とには少しも触れないで、の家の（つまり宿舎）を捜索に来たといふんです。職員宿舎というのは京都大学の宇治構内にあるので、「大学の許可をえてきたのか」と聞くと、「通じてある」という。すぐに管理責任者である小山田重和管財課長のところへ電話して、これこうだけれど大学は捜索の許可を与えたのか、とたずね、ともかく責任者が捜索に立ち会いに来いと云つたのですが、管財課長は何も聞いていないということだった。電話で押し問答しているあいだに私服たちは、入口の扉に錠錠がかけあつたのを外から勝手に開けてどやどやと入つてきてしましました。チラッと令状を覗かせてすぐに捜索にかかろうとした。とにかく学校の責任者が立ち会ひにくるまでは始めてはならんとかんばつたのですが、結局せいっぱいできた事は、捜索令状を、向うが「これは提示すれば事は済むんだ」といつて書きせまいとするその妨害をはねのけて、かろうじて口実筆記で家族の者に筆写させることができたことぐらい。それに様々な品目を書いてあるんですけど、それをどうしても写させようとしなかつた。品目ぐらひはこつちも覚えていないと困るというんでやつと写した。その品目は要するに、あらゆるもの、文字で書かれたものや写真は殆んどすべて——手帳、住所録、金銭出納簿から領収書、手紙、名刺、写真、ネガ——活字なり文字なり形象なりで書かれたものは殆んど全部です。ぼくが普段主として使っている狭い室に八人入り込んで本を一冊づつ開いて一ページ一ページ捲りはじめた。しかし商売が本はかなりあつたために途中でそいつらはいやになつて、ぼくが持つていかれると困ると思つていた大学闘争関係、その他のパンフレットが置かれていた棚までいかないうちに諦めて

2 しまった。結局ちようど三時間経って「これで捜索を終る」と宣言した。八人のうちで二番目に「偉い」奴——一番「偉い」奴つまり指揮官は、宇治警察署の長谷義邦という警部で、その次に「偉い」奴は府警の奴で、これは去年からずっと続いている京都大の臨職闘争の弾圧にもタッチしている京都府警の「過激派」担当の稲貝洋一という刑事ですが（後で写真が出ます）、そいつが「押収すべきものが何もなかった」という証明書を——こちらの要求によって——書き始めたなら、別の部屋で「下っ端」の刑事がごそごそとばかりのカバンを開けていた。「新しい令状でもあるのか」とたずねたら、ウニヤウニヤ、ウニヤウニヤ云っている。捜索が終ったということを宣言して差押えるべきものがないという捜索証明書を書きはじめてから、そういう不当な事をやる。で、だいたい押し問答をしていたら、「郵便受はまだじゃないか、それじゃあ未だ捜索は終わっていないんだ」と云ったやつがいて——令状では、捜索場所は「池田浩士の居宅付属建物及び同人使用の郵便受箱」ということになってたんです——例の稲貝も書きはじめた証明書を書くのを途中で止めて、八人がどやどやと外へ出て、宿舎の一階にある郵便受けを開けた。もちろん朝だから何にも入っていない。結局九時半頃になって、大学の方の捜索を急いでいるという通信がはいったらしくして、「あなたの研究室を捜索するのに、あなたが来るまでは学校側が中へ入れないというので外に待っているの、車でお送りしますから早く行きましょう」と云うんですが、「警察の車に乗るのは嫌だから、自分で金を払っていきますよ」という事でわざわざゆっくり行つた。学校へ着いたのは十一時一〇分か一五分位だったと思いますが、教養部の部長が立

ち合いを要求されてたんですが、部屋の使用者であるべく来るまでは警察官を中へ入れない、というふうにならなかつたために、よくがいつ同室の野村さんも同じようにツツパネてくれたために、よくがいつてはじめて捜索に掛かれるようになった。しかし、京都大学というのは総長の前田敏男というのが最高責任者ですから、そのひとの立ち合いがないかぎり一緒に行かないと云いましたら、川端署の警備課長が大学本部の時計台と教養部の門を何度か往復して三〇分位時間があった。すると最後に京大の大西一正事務局長がやってきて、いきなり「各部署の管理権は総長によって各部署の部長に委任されているから東教養部長が立ち合えばそれでいいのである」と物すごく居丈高に云うわけです——ちなみにこの大西一正という事務局長は、松下昇さんを神戸大学が懲戒免職した時の神戸大学の事務局長でした。で首尾よく松下昇さんを切つて、その功績によって世間の言葉で云えば京大に「栄転」してきたわけで、こんどは京大で竹本氏を切つて東大へ「栄転」するかどうか知りませんが、とにかくもそのすぐ居丈高なんです。結局十一時五〇分頃から研究室の捜索がはじまったわけですが、野村修さんと相談して、とにかく令状には多くの名前しかないの、野村さんの私物には触れさせないことだけはやり抜くことができました。しかし、野村さんの顔や本棚やなんかの写真は撮られてしまいました。多くの「居宅」では押収品はゼロで、研究室でもゼロというわけにはいかなかったんでしよう、岡山大の坂本守信さんが京大評議会に宛て出した手紙のコピーを二通、封筒と一緒にもつていった。ところが、警察というのは非常に縄張り争いが熾烈なところだということを以前から聞いていたのですが、研

3 報告・池田浩士——警察権力と大学の関係についての事実報告 究室の捜索にきた指揮官は京都府警の警士補で中野純という男で、それと一諸についてきた。位」としたらそれより「偉い」警部の川端署警備課長という奴——これはお馴染みの奴ですが——その二人が事々に対立して、とりわけ面白かったのは、よくが捜索に先立って、よくは管理者でなく総長が管理しているんだから総長を立ち合いに呼べといつて手こずらしたのにすっかり頭にきていた京都府警の中野警部補は、お前がさつきそう言ったから、こちらとしては大学管理者であるところの、総長から管理責任を委託されているところの教養部長だけを立会人として認める、お前は立会人でも何でもない、と云い出した。それに対してよくはよくの物を押収されるんだから当然よくも立会人だ、だから押収品目リストはよくにもおいていけ」というふうに云ったところ、川端署の警備課長が、「中野君、それはおかしい、この人のもんを押収していくんだから当然池田さんは立会人である」と云う。中野がカッカときて、「そんな馬鹿な事はない、捜索の時の立会人は一人ということに決っているんだ」と反駁した。そうしたら川端署警備課長が、「とんでもない、五人の場合も六人の場合もある」とむこう側が押し問答をはじめたわけです。遂に部下がみかねて、二人をチョットチョットと隅の方につれていってゴソゴソと何か打合わせ、トランシーバーで外の指示を仰いでいたらしいんですが、結局川端署の云うとおりよくも立会人にしなければならぬという事になって、府警の中野がいよいよながら差押え品目リストに多くの名前を書き加える。「あんたは間違つたんだからあやまれ」といつたら、「いや絶対俺は間違つてない」と最後まで云い張っていました。そうこうするうちに——まる一時

間捜索にかかったわけですが、教養部の三・四時限目（十時半から十二時までの授業）が終つて、はじめ十人か二十人ぐらいの学生諸君が研究室の前で挫り込んで抗議の意志表示をしていた。よくはその人達だけが来ているんだとばかり思っていたところ、捜索を終えて帰ろうとした十人の私服が廊下に出ようとして顔色を変えた。はじめは何で顔色を変えたかわからなかったんですが、外をみると——よくたちの研究室は四階の廊下の一番奥で、そこまでは約二〇メートルの廊下があつて階段につながっているんですが、そこにびっしり学生や職員——全臨闘の人たちもふくめて——が詰めかけていて、私服たちは外へ出られない。研究室の捜索には京大での学内捜索の慣例によって同学生会委員長——八島久男君といいますが——が立ち合っていました。警察が「八島君、はやくこいつらをとけろ」というと、八島君は「そんなこといって俺にはどうしようもないよ。とにかく通れるから通りなさい」という。ミスを重ねていた中野が頭にきて、いきなり「機動隊だ機動隊だ」と叫び出す。でトランシーバーで学外に待機していた機動隊を呼ぶ。機動隊は下から上がってきたんですが、数百の学生があちこちの教室から飛び出してきて、一階、二階、三階とぎっしり詰めかけて、下から上がってくる機動隊にツバをはいたり、ケトばしたり、ポリバケツのゴミをぶちまけたりして、下からですから機動隊も必死で楯で防ぐくらいしかできず、学生が機動隊を外へ押し返した。ただちに門にバリケードが築かれた。そういうわけで、京都府警も京大の捜索に関しては押収品も殆んどなく、ほうほうの態で逃げ帰つたというわけです。そのとき来ていた警察官の写真がありますので写しますが、今日も

この辺をウロウロしているようです。

4 とにかく写真機を向けたら非常に嫌がる、だけど公務中は肖像権がないから「撮るな」とはいえないんで、「やめてくださいよ、やめてくださいよ」といってしまいました。捜索中テープレコーダーも回しておいたんですが、そのとき使ったテープは片道三〇分、往復一時の間で空いたテープが一個しかなかったの、三時間の捜索の間にその一本に三往復入っちゃって、実際は何も入っていないんですが、そのために彼らは全然言葉が喋る事ができなくなって、何かあるときはわざわざ外まで出て打合せしていました。



池田浩士——警察権力と大学の関係について
こんなふうにかなりうまいこと撃退できたんじゃないかなと思っ
ていたところ、とんでもない話で、敵にはもつと深いたくらみがあ
ったんです。それはつい二、三日前から明らかになったことなんで
すが、じつは同じ六月二八日に京都大学の評議会から差押えをやっ
ていた。これは押収品リストの箇「六月二八日京都その三」という
ところですよ。「京都大学校内京都大学評議会」を指定して、埼玉
高橋孝人と浦和地裁の菊地光祐とのコンビで「差押え許可状」——こ
れは昨日、学生諸君と臨時職員的全臨関の人たちが庶務部長及び庶
務課長と団交して明らかになり、彼らにコピーさせたものですが—

い限り全部原本なわけですから恐らく京都大学はこれからは埼玉県
警に出掛けていって処分審査をやるんだと思いますけれど。しか
も警察が写しを置いていった「差押え許可状」なるものが、非常に
フザケテいて、ちよつと長くなって恐縮ですが、差押え許可状の別紙
の「差押えすべき場所」と「差押えする品目」が書いてあるものを
見てみますと、差押えすべき場所は京都府京都市左京区吉田本町京
都大学校内——「京都大学」というのは、防衛大学校ならいざ知
らず、どこにも存在しないわけですが——京都大学評議会、そこが
差押えするべきところで、別紙に品目が書いてあります。(一)として
京都大学評議会の行なう竹本信弘の分限処分審査に関する被処分者
の陳述請求等について、竹本本人が同評議会に宛てて発した文書、
又は録音など、及びそれに関し同評議会が右竹本に発した文書(写
しも含む)、つまり竹本本人の文書、録音ということと、それに対し
て出した返事、あるいはその写しを出せということと、それに対し
権事が評議会にありえないので、これは写しにきまっていますが、とに
警察からそれから二番目に、右分限処分審査について竹本以外のものが
同評議会に発した文書又は録音など及びそれに対し同評議会がそれ
——士ら発信者に対し発した文書(写しも含む)等、——つまり参考人なり
池田浩士なりとして申請した人、或は我々はいわゆる「教官有志」な
り学生なりが竹本処分に關して何らかの発言を評議会に寄せた、そ
報告ういったものを出せということですね。三番目はとくにフザケた話
で、右評議会の関係者が右分限処分審査について被処分者の代理人
5 もしくは参考人、又は同代理人、参考人となろうとする者と面接し
た際の状況の記録メモ及び簿冊——これは非常に意味がありまして、

——その団交で明らかになったところ、六月二七日の午後六時頃に、
竹本信弘助手処分審査をやっている評議会担当の事務官、馬越頼一
庶務課長のところへ前田敏男学長からの電話があつて、「警察がこう
いうものを押えたがっているから、竹本処分関係の、松下さんや山本
さんや坂本さん等々から来た書簡、書類それから京都大学評議会が
彼らに出した書簡などを全部差し出すように」という指示があつた
ので、わざわざ庶務課長はその日の夕方に大学へ書類を取りに行つ
て、自分の家を持って帰り、翌日、朝八時を指定されたのでちゃん
と八時五分前に京都大学の逃亡部局長会議などをやる場所になつて
いる関田町の清風荘へ持って行ってそこで差し押えて貰つた。ご承
知のように、今年一月から京大評議会は経済学部からの申し出にも
とづいて同学部竹本信弘助手の(分限免職処分)の審査をつづけて
いるわけですが、なにしろ竹本助手は、「朝霞自衛官殺害事件」なる
ものに關連して別件の「強盗予備」容疑で全国指名手配されていて、
教育公務員特例法で定められている陳述を審査の席で行なうことも
できない。大学当局は、とにかく形式だけとのえて、審査説明書
も本人には手渡せないで、「官報」に公示して、それで本人に交付
したことにする、など、一方的に欠席裁判を強行する構えを示して
いた。そこで、出現できない本人にかわつて、その代理人なり参考
人なりとして自分が陳述する、という申し出を何人かの人たちが評
議会にたいしておこなつていたのです。これに關する書類が全部押
収されたために、竹本処分はすべて、全過程が埼玉県警・京都府警、
即ち官憲の手に渡る事になった。押収品目録交付書には、コピーの
場合は「写し」とか「コピー」とか書いてありますので、書いてな

実は六月二〇日、神戸の松下さん、徳島の山本さんをはじめその他
六ヶ所が強制捜索された日は、評議会から山本さんのところへ「お
前が竹本氏の処分に参考人として参加したいんならば、確かに竹本
の代理人なり参考人なりと証明できる書類を六月二〇日迄に評議会
に提出せよ」という要求がきていたその日にあたるわけで、山本さ
んは他二人の人と一緒に評議会に当日出かけて行つたわけですよ——
その留守中に山本さんの所は強制捜索を受けているわけですが——
押入すべきもの(一)に該当するものといえはそのこと以外にないの
です。そのことを何故か警察がはつきり知つていて、その時の状況
メモを出せといつて押収していった。つまり別紙に書かれた三つの
どれをみても、明らかにこの捜索或は強制差押え及び我々の所に捜
索する以前に、警察は評議会とそれから申請者、松下さんや坂本さ
んや山本さん以外の人は知らない事を全て知つていて、きちんと向
うから品物を指定して捜索なり差押えをやっている。つまり竹本処
分というのは、京都大学評議会及び事務局とそして警察とが結託し
て進められているということ、これは全く明らかだろつと思ひます。
処分者側は「竹本氏が何の連絡もなしに行方不明になつてから
処分する。本人が出てこない限り本人の証言・陳述の機会もない」
というふうなことを云つていて、本人が出てくることはおろか
手紙を出したとしてもすぐ警察に洩れるし、参考人なり代理人なり
として処分審査に登場する意志があることを評議会にたいして表明
すれば、すぐさま警察に踏みこまれる。そして警察の介入なしには
処分審査は行なわれ得ないということ。こういう虞れがあるのだ、
ということは何度々評議会その他の処分者側に対して我々が云つてき

6 たことなんですが、このことがここで当然ながら明らかになってきた。警察があらゆる口実を求めて「容疑者」を追ったり「被疑者」をテッチあげたり、不当捜索をやったりするものは、これはいわば当たり前であって、問題は、「自治」を売り物にしている「大学」がこれに何の抵抗を示さないどころか、むしろホイホイとすすんで協力していることの方だと思ふ。

こういふふうな過程を踏んでみると、今いわゆる大学の自治とかウンナンカンカンというものが、もはや六〇年代後半の大学闘争の中で最終的に明らかになったとおり、まったく空語と化しているのみか、最後の最後のヴェールまでかなり捨てて大学は自ら自治なるものをいっさいがっさい警察に売り渡している、これが誰の目にも明らかになった。河上事件・滝川事件その他さまざまな戦中、戦後の弾圧があったわけですけど、そういうふうな弾圧の歴史の最後の締め括りとして、そういう弾圧に屈した歴史の最後の締め括りとして、大学というのがここまで墜落してきた。今でも「大学」は学生に関しては平気で警察に売り渡してきたけれど、こと「人事権」とか「教授会自治」とかいふことになる、一定の「自治」のポーズをとっていたわけですよ。それが、今回はいっさいそのポーズを投げすてた。画期的なことだと思ひます。そして一方ではこのような大学と警察の結託した処分、その処分策動の焦点にいらっしゃる竹本信弘助手に関しては、新聞等の報道は「元京大助手」というふうな報道機関が意識的にやっているのか、警察情報だけを信じてやっているのか知りませんが、とにかくひどいワレーム・アップであって、

例えば六月二〇日に捜索を受けた松下昇氏宅で現金数百万円と多額の貯金通帳がみつかったとか、そういうデマまで流されている。要するに所謂「過激派」を殲滅するだけではもちろん問題は解決しないわけで、その所謂過激派として権力がまとめたものの処分なら処分に関わる人間は全て過激派として位置付けていく。そしてあらゆるフレーム・アップを行なっていく。しかも残念なことには、本来ならばそういうフレーム・アップに対抗して闘うべき部分が、こうした策動をさらに増幅した形で、一層の卑劣なフレーム・アップを展開している。その象徴がさっき入口で配った「権力」と「赤軍」池田一派の仕組まれた茶番劇「云々」というピラで、それがこのことを如実に示しているわけですけど、そもそもこの全体的なフレーム・アップ状況のなかで、「自衛官殺害事件」そのもののいかにわしさにいっさい触れぬまま「竹本処分」を提起し推進してきた部分の発想が、ここに集大成されている。こういうファッショ的な状況の中でわれわれはどうしていったらよいか、そういうこともこれからの報告と討論の中で考えていきたいと思ふわけですが、そのほんの序の口として僕の身近で起ったことを報告しました。

最後に、他に愛知県の豊橋で六月二八日に強制捜索を受けた磯貝満さん——ペンネームを北川透といいますが——今日この集会に出て貰えたらと思つて招待状を出しましたところ、次の様な手紙をいただきましたので紹介いたします。

「はじめのおたより読みました。それから「どんなささいな弾圧も見逃さない会」主催の集会への案内ありがとうございました。

●今回の捜索に対する報告討」をもつ七月十一日の集会には出席で

きません。現在、土・日曜日以外の日に遠出することが生活的に困難だからです。

●その困難は無理すれば除去できないことはありませんが、いままで「あなた方」とまったく「無関係」できて、しかも、権力の側からは共通の名目による共通の弾圧を受けたこと、その権力に強いられた関係を、内在的な関係に転化していくためには、なお距離を保つて思想的に追求していかなばならぬことが多いという判断があります。

●わたしのところを出している七月一日付「あんがるわ」34号で今回の捜索に対する簡単な「事実」報告だけをしました（発行までの時間的余裕及びスペースがなかったため）。次号（35号）を早めに出し、「わたし」なり、「あんがるわ」誌なりの立場で、明確な反撃を展開していくつもりです。

●「わたし」への捜索は、「滝田」とは一面識もなく、また、直接には「大学闘争」の中にもいない人間に対して、「松下」氏との関係や「」の捜索を媒介に、「滝田」と強引に結びつけての第一次「処分」ともいえるものであり、今後の思想・文化・表現総体に対する彼らより大いなる「処分」志向を暗示しています。わたしは現在、「幻想」空間しかたたかいたの拠点をもちませんが、それを拠点にしてあくことなかつたかいたの拠点をもちたいと思ふつもりです。

坂本守信——不可視のバリケードから可視のバリケードへ
報告・あなた方の会の成功を祈ります。
一九七三年七月四日 北川透 池田浩士様あるいは、京都のどんなささいな弾圧も見逃さない会御中」
7 こういふ手紙でしたので報告させていただきます。

報告・坂本守信
不可視のバリケードから可視のバリケードへ

五月八日に岡山大学を懲戒免職になったのかわらないのか、とにかく「」になりました。一応、処分過程をこ半年位——問題はそれ以前からなんです——簡単に述べますと、去年の十月、前期の成績表を送れたということがあった。六九年以降一貫して一律評価をやってきたんですが、それは六九年で実際に大学はなくなつてしまった、崩壊したという認識が僕にはあるわけで、大学がなくなつたという事は、つまりその中の構成員の関係が全部消えている、その中にいる学生・教職員が消されている、つながりがなくなつていくと把握しています。その最も根幹をなしているものが単位制度であるというふうには言えると思ひます。で、一律評価というこの本質的な意味というのを更に徹底するというか、それなりのいきさつがあったわけですけど、成績票をなにかに委託するということをやったわけですよ。六九年の大学紛争以降、岡山では大学の枠をも一つ越えて新たな共同性の構築という様なスローガンみたいなものを掲げて、岡山救援連絡センターというものを作つたわけですが、その岡山救援連絡センターの連絡名といひますか代表名といひますか、それが片山恵子という名前であつたわけですよ。で、去年十月に前期の成績票を片山恵子名で送つた、ということが——六九年以降特にはっきりしてきた大学の中で構成員が全て消された存在としてある、消されている、生き生きとした関係がない、といった事があり、それが大学立法——中教審——築波というものに、僕の認識として

8 制の強化という事で連続している。そこで消されているならば、逆に消されている存在を主張するとうなるか、ちようど入口においてありますパンフレットには「坂本教官は何処へ行ったか」という題になっていますが、それは消された存在を逆に表現していると思えます——そういうことで片山恵子名で成績表を送った。それが大学の管理体制に喧嘩を売ったことになるのか、鋭く突っかかったのか判じかねますが、そういう事があって、そして一つの拠点として連続する空間というか空間の連続性というか、一〇三という教室で単位奪還交流連絡会というのを続けてきた。一〇三の連続性というのに対して、大学当局は一〇三を潰すにはどうすればよいかという、その作戦を考えたんでしょう、そして一〇三を潰すには坂本教官の首を切るのが一番早いだろうと考えたんだらうと思えますが、それで処分というのが出されてくるわけです。処分というのがあったのか、なかったのか、「岡山大学広報」の号外に、五月八日に懲戒免職処分になったということとその懲戒処分書及び処分説明書というのが載っているんですけど、その懲戒処分書、処分説明書は僕のところには届いていません。これが処分過程の大体のところですよ。で、向うは懲戒免職処分をデッチ上げそれをテコとして、僕が学者だから出ていけということで一〇三を潰していこうとした。しかし逆にそれ故に、去年の単位奪還交流連絡会の拠点として生まれた一〇三というのは、言わば不可視のバリエードであったと思うわけですが、それが五月九日には可視のバリエードに転化したといえます。だから向うはこの可視のバリエードに対して、五月一二日に

準抗告申立書

岡山市平和町5-1-26
申立人 岡山救援連絡センター
代表者 坂本守信

岡山地方裁判所御中

申立の趣旨

司法警察員、竹原芳輔が昭和四八年六月二八日に、岡山市平和町5-1-26岡山救援連絡センターでなした、別紙目録記載の押収処分を取消すとの裁判を求めらる。

理由

一、申立人は、昭和四八年六月二八日、平和町5-1-26岡山救援連絡センター事務所において岡山東警察署、調査部長竹原芳輔から、被〈疑〉者〈松下昇〉に対する犯人隠避被〈疑〉事〈件〉について別紙目録記載の物件に対し、押収するとの処分を受けた。

二、しかしながら、右押収物件は、被〈疑〉事〈実〉とは、およそ無関係なものであって、証拠物となるようなものではないものばかりじゃないですか……どうしてくれよう!!

三、もしも、かりに〈松下昇〉の名が出ていたと仮定して、〈竹〉の字が出ているというのが、根拠となるのであれば、それは〈日本〉中の〈本〉屋と印刷所の活字箱の中身をひっかきまわした方がはるか

機動隊を導入して、僕を含めて五名を逮捕し内三名を起訴する、といったふうな刑事処分がカタをつけようというふうに出てくるし、出てこざるをえない。それに対して一〇三は岡山大学でのひとつの中心ですが、それに引き寄せられて教養部全体がバリエードとなつたのです。そして当局は六月二九日再度機動隊を入れ、七月六日には三度目の機動隊を導入し、このときはヘルメット・竹竿部隊——寮を中心として結果されている——をまとめてパクリという方針で、八名を逮捕して今だに五名が拘留されています。

可視の結果としては処分審査過程は続いているわけですが、当局がどっかへ消し飛ばしてしまつたというか昇天している陳述というのを、一〇三を中心にして永続的な陳述を行なっていくというそういう展開をしています。大学が金をくれない、飯を食わしてくれないなら乞食をやると、今学生会館前で一〇三の展開として乞食をやっています。

不可視の今回の竹本氏の問題に関して云いますと、処分審査過程で参考人に出して参考人承諾書が無数に当局に送りつけていく。そういう運動を追求しているわけですが、そういう提起をしたわけですが、竹本信弘名による参考人承諾書も岡山大学評議会に届いています。

坂本からの竹本処分に対する提起というのがある、それを受けて、本質的には消された教官、いないということでは最も典型的にない、具体的には消された教官、いないという、京都大学評議会へのラブレターを風に託すような形で岡山から出したわけです。しかし先程池田

に〈収穫〉があるのではないかと考えられるのだが、その点はいかが?

四、むしろ、今度の〈捜査〉は、一方的にデッチアゲた〈事件〉に名を借りて、一度は行きたい救援センター、というのが〈本音〉であったということではないだろうか。そしてそのついでに、チヨイと〈忘れ物〉、盗聴器、してこようなどというコンタンがありありのイクチンボなのだヨ!!

六、以上のような点からみても、今回の押収処分なるものは、まったくもって、アクラツ・フカシギ・〈?〉・メチャクチャ・スケベー・□□□□□□〈一切合切〉これ非法法というウルトラIIスパイ大サーカスである。こんな〈事〉が通れば世の中マックロケのケジヤないですか……今でもまっくらだけどネ!!

よって、〈裁判所〉の〈ありそなさそな〈良識〉〉なるものにイチルの望みを託して、右、押収処分の取消を求めらるものである。

昭和四八年七月一日 坂本守信

同じ紙に〈ある〉別紙—押収品目録

機関紙「救援通信」二七 二八	各一部
パンフ(司法界の危機的状況)	一部
ピラ(お詫び、補足ならびにお礼)	二部
機関紙「救援通信」一三号	一部
パンフ(日付得ない七一年十一月二八日をめぐって)	一部
パンフ(五月六日の会通信8)	一部
パンフ(処分粉砕を通じて大学紛争 坂本版)	一部

さんからお話しがあったように京都大学評議会は権力警察にそう
10 いったものを全部横流しした。で、岡山にも六月二十八日、それからこ
の目録の中にはありませんが、二九日、合計六ヶ所の捜索があった
というわけです。ひとつは私の居住——目録では六月二十八日岡山そ
の二ですが——朝の七時頃六人でやってきて、引っ掻き回して竹と
いう字か松という字があるものはみんな持っていった。その外、先
程ちよつと触れました岡山救援センターが捜索されそこにあるピラ
——準抗告申立書にかかれています——竹の字も松の字もないも
のまで持っていった。ひよつとしたら坂の字があったのかもしれない
せん。それに対しては準抗告申立書が出されています。それから岡
山で最大規模にやられたところは谷川正彦さん、彼は岡ビルという
大きな百貨店というカビルがありますが、その中に一つの共同体を
形成してきた人ですが、そこを五〇人からの警官が包囲して電話番
号簿のメモ、とかいったものまで持っていつてる、それに対しては谷
川さんも準抗告を申立てています。目録の(六)にあるのが谷川さんの
ポケットから奪われていったものです。谷川さんは岡ビルに二〇年
住みついて根をはやしている、そういうところを向うが最も集中的



電報
カクジ ツニハンゲ キシヨウチテ
イヨリレンタイラコメテノブ



この電文は「竹本信弘」氏よりのものか
「重信房子」氏のものかわかりません。



にねらったということがあると思います。それから谷川さんは森永
ミルク事件に關しての森永告発の会の中心的な活動をやってる人
で、森永告発の会の内情を知ろうとする向うのねらいもひとつあ
たでしょうね。(七)にあるのが救援センターから持っていったもの
(八)は「じゃんきい」というスナックです——これには僕もかわつ
てきたのですが、今地下に潜らざるをえないということになってい
るんですが、一〇三が不可視のバリケードであれば「じゃんきい」
は権力への二重バリケードといったものと言っているでしょう。こ
こでは押収品目はなしです(註)。ここに書かれていませんが六月二
九日に一〇三、これは大学側が建造物損壊で告訴しその事を口実
に入っているけれども、こんど竹本問題とのカラミということ
かつたらしいです。

(註)「じゃんきい」の捜索に關しては、「共同経営者」の誰一人
にも連絡されず、立合人が誰であったのかも全く不明のまま
である(詳しくは岡山救援通信復刊号(30号)——岡山市平
和町5の26、岡山救援連絡センター発行——を参照されたい)。

権力の暗示に反撃する方法を

報告・松下昇

今回の事件というものを、ほぼ三つぐらいの問題点からみていき
たいと考えています。その問題点は、大学闘争以来の、あるいはそ
れを越えていくへ闘争とでもいふべきものの問題点でもあります。
まず、表現過程ということから考えていきますと、これは間接に聞
いたことですが、何人かの人たちから送られた評議会あての文書に
方はいくつもフシギな記号がついており、評議会ではその意味がよく
すわらないから省いて読むことにしたようです。評議会にかぎらず、
反権力総体がこの数年間、得体の知れない表現に非常に苛立っており、
に今回の事件を契機として、そのような得体の知れない表現を用いる
人間や問題をリスト・アップし、搜索しはじめている、というふう
暗にもいえると思います。そういった、一見記号というものを媒介と
のして現われている私たちと権力との抗争は、今まで権力にとつて確
権力定していると思われた人間や問題がどこかで不確定になりはじめて
いる。そういった情況の比喩ではないかと思えます。竹本氏が権力
界に追われるという形で潜伏しているとしても、それ以外にも様々な
理由で様々な領域に潜伏している人達がこの現実過程の中に充満し
下しているわけです。このような人達の象徴として「竹本」問題がある
報・松下、という事がまず最初の指摘です。今人間についていった事
報は、当然その他の対象に置き換えていいわけで、評議会なり警察当
11局が必死に追いかけている委任状といわれている文書もそうだと
います。つまり評議会なり警察当局は、委任状が、いまだどこにある

か、ということに關心を集中しており、とりわけ警察当局は、委任
状なるものを捜し出すことによつて竹本逮捕の手掛りを得ようとし
て日本中を捜し回っているわけですが、先程いきました様に、個別
的な人間や紙片が追求されると同時に、宙吊りになっている表
現、あるいは「へ」は、いまだどこにあるのかという問題を、権力総
体が追求しはじめている、その一環として今回の問題がある様に思
います。

第二に、空間性ということからとらえてみると、全国的におこな
われた搜索の令状には、犯人隠秘の被疑者として私の名前が冒頭に
かかげられており、私のまだ行ったことのない場所にまで私の名前
を仮装する令状が出かけているという現象がみられますが、そうい
う可現的な意味を越えてもう少し展開してみますと、今度の事件に
かかわる空間性の質の様なもの、私たちよりも先に権力によつて
無意識のうちに、統一され、提示されていると思います。まず具体
的に私自身に対する家宅搜索の特徴を語りますと、私の家は神戸
大学のそばにあって、大学闘争のバリケードが形成されていた頃は
何度も機動隊の車が並んでいたから、六月二十日の朝も附近の人は、
また神戸大学で何かはじまったのかと最初は思ったらしいのです。
ところがどうも様子がおかしくて、完全武装の機動隊が次々と到着
して、それから危険だから避難してほしいという勧告が出されて、
これは浅間山荘の再来かと附近の住民が騒いだのです。そういう形
で、大学闘争のバリケードや浅間山荘といったふうな空間性を、私
の住居を中心にして、幻想の領域ではあるにしても、結合させざる
をえない権力の苛立ちがいまみられたのです。また私はいくつも

裁判をかかえているのですが、ちよとどその直前に、闘争や表現の空間性に関する多くの問題をはらむ研究室公判といわれているものを判決が下りて、ちよとど、それに対する控訴の申し立て期間中であった。その控訴申し立て理由書を準備する資料もかなり持ち去られたり散逸したりしたので、私としては、さまざまの空間で押収された文書を含むすべての資料を控訴申し立て理由の不可欠の内容と撃する、という方向で裁判所に申立理由書を提出しています。

「竹本」氏に仮装するというかたちでの私たちの対評議会の闘争に直接には参加しなかったのですが、しかし、前記の書簡のコピーが六月二十日に他の場所で押収され、それが、かれを六月二十八日の捜索対象とする理由の一つにしたことと（それ自体は、権力のこっけいな事実性認識の水準をバクロするものですが）は、私たちに十分視えていなかった「竹本」氏の交換（不）可能性の問題を、かれを含む私たちの闘争領域へ出現させたという点において、やはり、深いところでの共闘であり、参加であると考えています。

「暗示」 東京で捜索をうけた菅谷規矩雄氏の場合、かれは、六九年から解放学校の運動を続け、三里塚闘争にもかかわり、昨年の六月十五日に、授業拒否を理由の一つにして懲戒逸職処分になったのですが、かれが、今回の「竹本」処分を契機とする闘争に關して私あてに五月末に出した書簡が、この闘争の位置をかれの視点から正確に照射しているので、一部を引用してみます（註、この部分は後から補足した）。「……竹本信弘から滝田修を捨象することは可能でしょう——処分じたいがその方法をとっているわけですし、処分に反対するがわにもこの方法が主としてとられているようにみえます。ところで、では、滝田修から竹本信弘を抽象（抽出）することは可能か——という自問がのこります。この自問に対して、かれは「はんぶんまで」とか「はんぶんまで」とか「はんぶんまで」と考え、しかし、「はんぶんまで」しかこたえていない意味を、かれ（ら）のかかえている困難な無言の格闘の中でとらえようとしています。そして、そのためにかれ自身は、

「極めてユニークな（?!）押収がなされました。例えば、六月二十日に権力が私の家で押収したものの目録をコピーして私がかれに送り、それが六月二十八日にかれの住居で押収されるという重層した過程があります。この過程はさらにくり返されるわけ、今、皆さんがよんでおられる押収されたものリストも押収されるわけです。（笑）いわば、無限にくりかえされる自同律を権力が演じてくれたことになり、また「あんかるわ」三十号が押収されているのは、北川氏がそこで「六甲」の私たちや名古屋の南山大学の人たちを含む仮装被告団が直面している巨大な問題を、かれの自己組織論の立場から提起している文章がのせてあり、権力が、ある水準でそれを同時に捜索しているためであろうと考えられます。これらのことを含めて、今回の「竹本」処分を契機とする権力の弾圧というのが、教官処分という面をはるかに突破して、大学闘争以後の問題を何かのかたちで必然的に追求している人たちが総体の問題に連続していくと私は考えています。」

「方法」 さっきのべた南山大学関係では構内と、下宿、アパート数ヶ所も捜索され、私の表現集や、神戸大学教養部広報などが押収されました。私との接触をいしめる公示を出した大学当局は何らかの重層した弾圧を重層させてくるのが想定されます（註——七月十八日に、南山大学当局は、捜索をうけた学生二名を含む五名に対して別の理由で立入禁止区域への侵入、を理由に退学処分などの動きを開始している）。

総体に規定されながら、自分からみた竹本問題或は「問題」に必要な事実性を追跡しており、かれらのそういった一人一人の把握の仕方が押収目録にも明確に示されているわけで、これを総体として把握する事は我々にとつて楽しい作業であり、この総体がいわば自主講座運動の素材である、というふうにいってもいいでしょうし、或は捜索を受けたすべての場所が私達がこれから活動していく最小限の拠点になっている事を、権力が提起してくれた、ともいえるでしょう。

「暗示」 六月二十九日には福井大学の生協事務室などが捜索され、これは間接に聞いたところでは私が行った場所のうち、裏日本がないかと権力が調査して、自分ではカンのよいつもりで捜索したようです。岡山救援センターに対する捜索についてもいえるでしょうが、権力の介入がかえって、運動をになつていっている人たちによってこたつた領域から運動をとらえかえすパネに転化しうると期待しています。

次に、現在目前に追っている問題について触れておきますと、今迄何人の方からもいわれました様に、京都大学の評議会が保管する文書が差押えられたということは数日前までわからなかったのです（註——その後、神戸地裁あての「竹本」氏からの文書が六月二十八日に差押えられていることが判明し、差押え場所と対象は、さらに虚数的に増加しつつある）ところが、今回の問題に関係があるとされている多数の文書がすべてが押収されているにもかかわらず京都大学当局はそんな事を全く伏せたままで、七月五日付で私に対して公文書を送ってきたのですが、そこには竹本氏からの委任状を七月一日迄に提出せよ、提出すれば代理人として認めるが、提出しなれば認めないということを、審査そのものを打切るといふ発想を含めて通告をしてくれています。ここには何重もの偽瞞があるわけで、私は六月三日付の文書で、「竹本」氏からの委任状に相当する表現を同封して提出しています。ところが、直接評議会が開封できないような構造になっていて、「私」か「私」の委任状を持った代理人——これは複数可能です——が評議会に出席し、その立合いの上で開封するという条件を付けています。もしこれをそのまま認めてしまふ

と、評議会は解体してしまうわけです。というのは私の出した委任状を持った無数の人間はだれでも評議会に出席できるわけですから、郵便に関する法律とか私法上の権利とか、そんなものをゴタゴタ検討した挙句、発信人が付けた条件をいきなり破るわけにはいかない。評議員として密封された文書を破ってみるわけにはいかない。そこで評議会以外の誰れかがその文書を開封してみる口実を作らなければならなかったのです。それが警察に、どういう経路で伝わったのかは判りませぬけれども、結果的にいえることは、評議会が処分過程で自分のなしえない不可欠の作業を、国家権力総体に委託したという関係だと思えます。つまり大学当局は全ての処分過程の文書を譲り渡して、その過程で処分を完了し、一方、警察当局は竹本氏を含む様々な人間を刑事事件の被疑者とし捕縛し、それで過激派とみなしている人達総体の弾圧を増々進行させる。そういう目論見があつたらうと思えます。

以上の問題を含めて今回の事件についていえることは、今迄はほ三点にわたって述べてきた事が示しているように、たんなる処分粉砕闘争に対する単なる弾圧というふうには捉えきれません。権力の介入は最初から予期していたわけですし、いわばそういった問題を転倒して、単なる京都大学における処分問題としてではなく、私達それぞれがこの数年間或はそれ以上の年月にわたって抱えてきた問題をどのように把握し、どのように具体的に展開していくか、その不可欠の媒介項として、今回の「竹本」問題を応用してきたのです。また大学当局の処分策動は重層的な壁に包囲されつつあり、警察当

局の方針は完全に混乱し、行きづまってしまいましたから、私たちは決して被害や弾圧を蒙ったとは思っていません。従って今日出席したのも、どんなささいな弾圧も見逃さない」というテーマを、権力によるどんなささいな「暗示」も見逃さないで反撃する」というように飛躍させるためであつて、今日何かの必然性からここに集ってくる一人一人を通じて、私の問題がどこかで交差してくれば、それでいいと思つてきたわけです。それは同時に事件以来ピララシきものをかくことのできなかつた私の諸条件を止揚していく試みの一つでもあります。そして先程の発言にもありましたように、我々捜索を受けた人間が報告することよりもむしろ、今後無数にその空間を拡大するであろう捜索を受ける場所、或は「竹本」氏との関係を提起する人の抱えている問題を聞きたいというか把握したい、という希望を述べて発言を終わります。

準抗告申立

申立人 ウナギイヌに「定期検診」をされる事
昭和48年6月厄日

埼玉御中

(申立の趣旨)

一、「松の下を昇る」という人に対する「犯人」隠避被疑事件なるものにつき、埼玉県朝霞警察署助教岩田行夫が、昭和48年6月

20日、「審の居室」と記載されるへ空間において行なつた押し込み強盗につき、この行為を反省してワビる。
二、「審の家主に交付した「押収品目録」の中、とりあえず、「ナンテ欲シクナツタノカ？」理由不明、品目の特定性の不明な二品目は、刑事訴訟法のアノ条に基づいて明らかとし、ただちに返す。とのお裁きをして下さい。

(申立の原因)

- 第一、(一)この「差押処分」は日本国憲法第35条1項に明示する「正当な理由」が見当たらない単なる空巣狙いであり、且「紙屑」交換である。(何と何が交換されたのかすら判らない。)
- (二)押し込み強盗をしなくなった理由がはっきりしない。
- (三)「目録」によれば「本件」との関わりが不明のものばかり盗られている。
- 第二、
(一)「本件」自体が何を指すのか不明である。
(二)申立人と「松の下を昇る」という人と「犯人」「たち」の間に、どのようなアヤシイ関係があると思つているのか、そこそこ全く不明である。
(三)埼玉県及び徳島県警さんが入る先を間違つとるんではないか。「目録」中に京大新聞が多数含まれているところからみると「本件」は京大に「深い」関係があるらしいと考えられるから、京大総長にして京大評議会議長である前田敏男の「居室」をこそ空巣狙いすべきである。
- 第三、この押し込み強盗は、徳大当局御用達警察権力(或は警察権力御用達徳大当局)が申立人に加えた弾圧である。

(一)申立人は徳大当局によって「構内」での「存在」のみならず「構外」においてもその「存在」を脅かされ続けている。すでに

- 昭和48年2月15日、徳島県警による申立人の「居室」であるへ空間の「捜査」
- 同年 2月21日、西署留置場における「差押処分」
- 同年 2月22日、徳大医学部栄養化学教室第3研究室をめぐるへ空間での「差押処分」
- 同年 4月13日、赤提灯大処分市一古本売り場での「差押処分」

が、いずれも正当な理由のないまま、行われて来た。これらの前史から判るとおり、今回の「捜査」は警察権力の申立人に対する「定期検診」であり、徳大当局が申立人の「健康」状況を知られたることによつて行われている。さらに意味深いのは、6月20日が、「京大」評議会が「竹本処分」審査における「陳述」を、「陳述」の「代行」を「委託」されている「山本」に対して「委託」されたという証拠を出さねば打ち切るゾ。」と一方的に宣言していた日であつた事である。「委託」がホンモノならば警察権力によつて「山本」もろとも「竹本」の「陳述」権を奪り、ニセモノならば「おいた」を罰すればよし、いずれにしても絶対に「陳述」権はこれを行使不可能にしてめでたく「竹本」に一声もあげさせず「奴を消す」という前田京大総長の壮大なる総長トバクに岡つ引たちが公然と登場し始めたことを大岡様はどう思われるんでしょうか。

ほんまにどないするのか

報告・浜本多恵子

今紹介していただいた内容を訂正させていただきます。山本光代さんは依然として徳島大学の教官であるし、私も亦徳島大学の学生であります。といいますのは、教官といふ学生といつても処分というものによつて初めて、そうなるので、例えは池田浩士さんは未だ教官ならざるものというふうには解釈しております。それから山本さんの処分に関しまして、私は決して山本処分に反対する運動などはしておりませんで、寧ろ山本教官に対してさらにかなる処分状況を引き起すか、ということを考えていく中に私と彼女の関係はあります。以上、ちよつと訂正させていただきます。

この会場で思ひます事は、京都はまあ何と沢山人がおることか、という事です。徳島ではいつも十人未満の人間或は五人位の人間が集まつて何かをやらなければならぬ。そういう状態がずっと続いていきます。更に、攻撃を掛けられるにしても、敵に掛けるにしても、必ず固有名詞——それは山本でも山本でもいいわけですが——、そういうことでやっていますと、ここへきて思うに、何と賢沢に人が沢山いるんだらうと。それにもかかわらず、敵は竹本氏を処分する、消す、というのは確実なわけです。この集会というのは竹本処分に關する全国一九ヶ所ですか、そのガサ入れというものを契機として開かれておると思うんですけど、こんなに沢山人がいるにもかかわらず竹本（滝田）氏は必ず処分される、そのことをどうするんかということが提起されなかりちよつとシラケるんじやないか、

いた。二時間位やりとりしたんですが、原本があるんなら出しなさい、とにかく預ります、ということしか言わず、結局押し問答をして——例えば、竹本氏からの委任状の原本というものを出せばどうなるのか、或は今日（二〇日）の朝に行なわれたガサ入れに対して京大評議会というのはどういふ関係を持っているのか、という問い、勿論これについては全然答えなかつた。又、以前竹本処分問題に關して盗難らしきものがあつたので、書類を出すにあつたのはその心配がある。亦盗られるのではないかと、いふ様な事を聞いたら、

馬越君は京大評議会の金庫は絶対大丈夫ですと神妙に答えていました。尤も六月二十八日のガサ入れをみておると、京大評議会の金庫は京都府警か埼玉県警かに移っているのではないかと思われまふ。そういうことで結局二〇日というのは評議会の人間とは全く話がでときず、山本とその影と、そして濡れ場の現認者たる片山氏とは帰つてきたのですが、その後京大評議会は山本に対して何らそれに対する責任ある回答を寄こしていません。

参考資料にあるように、押収されたものにあるのは、大体が先程坂本さんが言われたように、竹の字があつたり松の字があつたりするものばかりなんですけど、やはり竹本氏の処分審査における（陳述）或はそれに連なるものは、一切封じ込めるといふ形で一連のガサ入れがなされていると思ひます。こんどの事で、竹本氏が誰れか報告に処分審査過程での意見陳述とかそれとの関連事項というものを委託すれば、必ず京大評議会御用達京都府警ないしは埼玉県警、或は徳島県警とかそういう類のものがやってくる、白か黒かはつきりさせる、という事になるだらう。そういう状況の中で、あの京大時計

という事が最初の感想です。

で、私の方の報告は、この参考資料の（一）のところに書かれています六月二〇日徳島で行なわれたガサ入れという事ですが、これはそれを参照していただく事で、報告にかえさせていただきます。

六月二〇日というのは、京大評議会が山本光代に対して、竹本信弘氏の処分審査における意見（陳述）をする事に就いて、その事を依頼されているという竹本氏が山本にあつた委任状をオマエ持っているか、もし持っているならばその原本を六月二〇日迄に提出せよと京大評議会が勝手に決めた日取りだったので、そしてしかも、御存知の様にこの前の日に、ちゃんと令状をとつて松下氏をはじめとして、山本光代のところへもガサ入れをやっている。つまり一方では原本を出せ、という様な事を言いながら、他方ではちゃんと警察と一体となつてガサ入れをやる、という非常にフテブテブというか、ズブトイというか——まあ、滝田のいう戦士のイメージというのは前田敏男（京大総長）氏などにピッタリなんかもしれないのですが——そういうやり方をしてる。六月二〇日の夕方に、山本とその影と、そして山本と馬越という庶務課長のデートを覗き見する片山という人が京大本部へ出かけたわけですが、その時の話の内容というのはこうでした。原本を出せといひながら——原本を出せるといふことは黒だといふ充分な証拠ですね——出せばどういふ事態が起るのか、その責任を誰れが取るのか、という様な事を言ひに行ったのですが、しかし山本に対してそういう手紙を出した京大評議会の責任者たる前田議長以下評議員の構成員は一人もいなくなつた。そして馬越君ら数人の事務官たちが留守を預かつ

台の上にもものすごく美しく「本処分粉砕！」やと書いてありましてたけれども、ほんまにどないするかとこの問題になつてくると思ひます。

私の方の報告はそれぐらいですが、実のところ報告するのは既にガサ入れされたものではなくて、これからされようとするひとたちの報告をこそ聞きたい、と私及び（山本）のすべてが思っています。

抗議と糾弾

一九七三年七月一日 京都大学教養部 池田浩士
去る六月二十八日、あなたがたが埼玉県警、宇治署、川端署などともにおこなつたわたしの「研究室」および「居室」にたいする強制捜査は、なんら正当な根拠をもたぬ不当なものであり、京都大学評議会がおこないつつある竹本信弘助手にかかる処分審査への露骨な介入、この審査に異をとる学内外の人びとへの理不尽な恐喝弾圧である。「居室」での押収品は当然のことながら皆無であり、「研究室」での二点の押収品は、この不首尾をとりつくりうために持ち帰つたとした考えられないような、不必要な文書コピーにすぎなかつた。しかも、押収品でもない多くの書類、ノート類を、あなたがたは不当にも写真撮影し、捜索終了を宣言したのちにまで私物に手をつけるなど、捜索のやりかたそのものもでたらめであつた。川端署警備課長と府警本部中野警部補のあいだでわたしを「立会人」とすべきか否かで最後まで意見対立があつたことも、この一連の捜索の不当性をよく物語っている。このような破廉恥でなりふりかまわぬ弾圧にたいしてわたしは強く抗議し、責任者たちをきびしく糾弾する。

京都府警察本部警備部長 赤塚普知雄殿

《権力と「赤軍」——池田一派の仕組まれた茶番劇》云々と題する 「全学連絡会議」のピラに関して公開の説明・討論を要求する

一九七三年六月三十日 教養部 池田浩士

六月二十九日、学内で《権力と「赤軍」——池田一派の仕組まれた茶番劇——筑波法政院本会議本日の露払い》と題する「全学連絡会議」名のピラが配布された。内容から判断すると、《「赤軍」——池田一派》の《池田》というの、わたしのことであるとか考えられないので、このピラに書かれている内容からとりあえず左記の箇所について責任ある説明・回答を「全学連絡会議」の諸君に要求し、あわせてこれら諸点をめぐる諸君とわたしとの討論を公開でおこなうことを提案する。

《質問》

- 一、《昨日の機動隊の捜査は、6月20日捜査された神戸大元講師松下宅から、C教官池田と竹本との関連を示すメモが発見されたことにより、松下と池田との関連を明らかにするために行なわれたものであり、全国3府県9ヶ所にまたがる捜査の一環です。》とピラは述べている。しかしわたし自身は、捜査の理由をこのように聞かされていない。諸君は、どこからこの「理由」を知ったのか？ また、《C教官池田と竹本との関連を示すメモ》とは何か？
- 二、《12時すぎにC正門より機動隊が入校しようとし、全学の暴力集団と投石など小ぜりあい。》とあるが、わたし（たち）の「研究室」および「居室」にたいする強制捜査に抗議して集まった数百名の学生諸君を《暴力集団》と呼ぶ根拠は何か？
- 三、《この事実からも明らかのように、警察入り原因は、「CS

ト実」一派らが擁護してやまない竹本を口実として行なわれたものであり、一切の責任は彼らにあります。》とピラは述べているが《彼ら》とは誰か？ また、警察当局や捜査を許した大学当局にはいっさい責任がないとする理由を示されたい。

四、《第一は、通常「混乱をさけるため」午前8時頃までに学内捜査を終える警察が、昨日に限り早朝にあらわれたにもかかわらず、捜査を待たずして「待期」していた問題です。捜査の理由が「証拠固め」にあるのならば、何故証拠を隠すのに十分な時間をおいて捜査を開始したのでしょうか。》という点について——まず第一に、早期六時十五分から三時間にわたってわたしの「居室」が不当捜索され、わたしはそこに立ち会っていた。教養部長は、「研究室」の使用であるわたしが登校するまでは警察官を「研究室」内に立ち入らせないという、当然の主張をつらぬいた。「全学連絡会議」の諸君は、わたしが「研究室」捜索に立ち会うという当然の権利をも否定するのか？ また、「証拠固め」云々については、わたしが登校するまでのあいだ「研究室」は評議員・事務長らによって厳重に看守されていた。しかもわたし自身が「居室」で捜索に立ち会わされているというのに《証拠を隠す》ということをやさししている根拠を明らかにせよ。

五、《昼休み前の最も学生の目につきやすい時間に私服警官だけでのりこみ》云々とあるが、《学生の目につきやすい時間》には

註 「全学連絡会議」というのはひどいピラをだしたり、もうメチャクチャです。カシコイ皆さんは誰れのことかすぐわかりますね。そうあの輝しく前進している日本共産党＝民青の仮面です。この仮面をとってみましょうか。恐いですね。怖いですね。これからもっと恐いことを準備しているそうですよ。ほなサイナラ——池川長治

- なくこっそりと秘密裡に捜索がなされるべ、あつたというのか？ また、《私服警官だけで》のりこむのでなく、はじめから機動隊が乱入すべきであつたというのか？
- 六、《この捜査が全国3府県の9ヶ所（京大、神戸大、岡山大他）にまたがって行なわれており》とあるが、わたしは知りえたかぎりでは、当日の捜査は、4都府県の9ヶ所でおこなわれ、このなかには神戸大は含まれていなかったはずである。諸君は捜索箇所にかんする情報をどこから入手し、どのように確認してこれを書いたのか？
- 七、《松下と竹本という「分限処分」された「教官」(原文のママ)とあるが、《竹本》が竹本信弘助手のことであるとすれば、いつ同助手は「処分」されたのか？ また《松下》が松下昇氏であるとするならば、一度神戸大学を懲戒免職されたはずの同氏がいつ分限処分を受けたのか？
- 八、《昨日の昼の「集會」で某教官は、「この事態は評議会のさしがない」と発言し、露骨に評議会議攻撃の意図を示しています。》と述べられているが、この《某教官》の氏名を明らかにせよ。わたし自身は、この「集會」にかぎらず、いろいろなところで、「京大評議會」と松下氏本人しか知らないはずの文書が根拠になって松下氏にたいする捜索がなされた」ことを明言している。
- 九、《この混乱こそ、反動層への権限集中を生み出し11月総長選で反動総長を生み出す基盤づくりであり、「筑波適用」の露払いとなるのは明らかです。》と諸君は述べているが、わたしの考えでは、諸君のピラのような発想と思想こそが、学内反対派を弾圧して「新構想大学」へと統合をはかる筑波法の精神そのものである。東大における学内反動たちの反対派弾圧の実態を見るがよい。これについて諸君の見解をはっきり表明せよ。

十、《いまこそ学内から暴力を一掃し、成員による民主的な自治をうちたてようではありませんか。》と諸君は最後に呼びかけている。だが、わたしは、このような諸君のたがめなピラ、このようなデマゴギーにみちたフレイムアップこそはひとつの《暴力》にはかならないことを、いま自身をもってひしひしと感じさせられている。同僚が毛色の変った同僚を国家権力に売りわたす、市民が少数派の市民を市民生活から排除し、過激派「キャンペーン」におどらされて「この顔にピンときたら110番！」体制を支え、デマと中傷によって反対派を抹殺し、国家権力の暴力を支援する行為こそは、ファシズムの土台であり、ファシズムそのものである。このことについて諸君の見解を直接ききたい。

十一、最後にピラにある《「赤軍」——池田一派》の具体的な意味を説明せよ。とりわけ、「赤軍」——池田一派なのか、「赤軍」——「池田一派」なのか？ また、《「赤軍」——池田一派》とは何をさすのか？ 共産主義革命の軍隊である赤軍(Red Army, Rote Arme, etc.)のことか、それではないのか？

十二、とりあえず以上の点について、責任をもって回答し、あわせて公開の討論のための打合せのスケジュール等を、七月七日pm一時までに、《池田のいる独語教官室》まで文書をもって寄せるよう要求する。わたしは、「全学連絡会議」を支持する諸君のなかに、黄ヘル、鉄パイプで武装する諸君がいることを、学生生活連絡委員としての経験からも承知している。しかし、それを理由にして公開の討論の場から逃亡するようなことはしない。堂々と白日のもとに討論することを呼びかける。

註 この《権力と「赤軍」——池田一派の仕組まれた茶番劇》云々と題する「全学連絡会議」のピラに関して公開の説明・討論を要求するに、「全学連絡会議」より9月1日になっても連絡はない。この場をかりて再度要求する——池田

「全学連絡会議」殿

非存在をめぐる闘争

幾つかいいたい事のうち、特に二つ上げますと、まずこの集会の契機でもある「竹本」問題というのが、今回の事件以来違った方向を持つだろうという予感がします。そのひとつの徴候は、竹本信弘ないしは滝田修という存在をどう把握するか、それを支持するにしろ批判するにしろ、彼の書いたもの或は彼について書かれたもの、つまり活字の水準で支持したり批判したりという評価が主要な領域であったと思うのですが、今回の事件以後そういう水準が突破されているという徴候があり、その水準以後の何が始まるだろう、否、松

松 始まらなければならぬ、という事です。
松 それから、先程私は報告の中でも「竹本」問題というものの核心のひとつは非存在だということだと思えます。存在しないことが処分理由になる、という非常に本質的な問題が提起されているわけで、そのことは、私や岡山大の坂本さん、徳島大の山本さんなどが、いろいろな闘争過程の段階でどうしても権力と対峙する関係で非存在を強いられ、また逆用してきた。そういう我々の方法が、今度の場合竹本氏の非存在そのものが処分理由にされるという形で、逆に権力の方法として提起されてくる問題としてもあるわけ

です。しかもやがて明らかになっていくであろう、いくつかの「竹本」問題と岐立する諸問題と結合して出現しつつあります。だから、テーマとしては非常に豊かなものが視えはじめているし、もっとたくさんの人と一緒に運動させていきたいと思っています。

ナメルな。赤塚 (京都府K 警備部長) !

池田研究室への搜索糾弾

★昨日(28日)午前十一時三〇分「滝田」の逃亡に手をかしたというところで、岡山大学坂元元講師宅を含む、全国9ヶ所のうち、我が京都においては、池田教官の自宅と研究室を搜索した。搜索のために侵入した京都府警の赤塚一派は、我が全臨闘の弾圧に最前線で活躍した稲妻某を押し入らせた。

我々は三月十日以後の我々にかげられた弾圧を忘れていない！
我々は赤塚同心とその配下による弾圧に対して、慢々たる憎しみは消えていない！
全臨闘は弾圧された。しかし全臨闘は元気である。官憲などくそくらえだ！

竹本処分粉砕闘争で、最前線において闘ってきた「教官」に対する弾圧。昨日の弾圧はそれであった！六九年大学闘争においてさえ、手を出さなかつた権力の犬は、今や歯をムキ出して、「闘う教官」をカミ殺そうとしているのだ。大学には「大学の自治」があるから、だいたいようぶと思っていれば、間ちがいである。戦後民主主義の精神は、既に死んでいるのだ。そんな死体のような「自治」にしがみついていたって、権力の介入を排除出来ないのだ。「まさか研究者にまで」と思っていたら、それは我々からみれば、研究者のゴウマンサというものだ。我々はこのを体験的に知っているが。

もつと喧嘩を売ろう！

今迄聞いていた感想を少し述べます。特に言葉の問題ですが、不当な逮捕とか不当な家宅搜索、不当な弾圧というふうな事が言われましたが、どうして不当なという形容がつかのかという事です。弾圧にしろ処分にしろ、それは日常的に向うから喧嘩を売られているという事に他なりません。しかし、それが目に見えてくるというのは、こちらが売った喧嘩を逆に向うが買わざるを得ないときではないか、その時処分とか弾圧が現われ目に見えてくる。そういったものとして在るんではないか、と思います。だから、討論を聞いてまして、或はその中に出てくる防禦的な意味合いの言葉は気になるやはいりいまの状況はあらゆる戦線で日常的に戦闘の形態に入っているのではないか。つまり日常的に売られている喧嘩を逆に売り返す——竹本問題にしても、僕の場合の処分にしても、寧ろこっち側から喧嘩を売っていったということがあると思います。それがいろんなところに戦闘の場を生みだしていく、その戦闘の場をどういう風にひきうけていくのか、というのが問題ではないでしょうか。

続似而非物語

午前六時、玄関のドアを力まかせにたたき激しい物音によって、赤塚不智雄或輔は、不安なめざめを強いられた。
まだ頭からすっぽりとゴミ捨て用の色のついたビニール袋をかぶ

「造反」教官といわれてき、運よ！今こそ「問われている」のだ！
評議会メンバーによる

警察への「売り込み」糾弾

池田助教教授に対する弾圧の口実を官憲にタレコンだのは誰か！
26日の評議会に対して竹本助手の代理人としても「もの申そう」とした岡山大の坂本元講師、徳島大の教官に、評議会はイチヤモンをつけ、会おうとせず、抗議文をうけとるだけだった。その時警察は二名の人に対して「搜索」を行っていた。評議会と二名の関係者しか知らなかつた「事実」を警察は何故知っていたのか。全臨闘に対する弾圧もそうであったように、教官のタレコミが敵に根拠を与えた。今回その役目を果たしたのが評議会のメンバーであつただけだ。京大全学のタレコミ体制は「職員」に次いで「教官」に及んできた。大西事務局局長は松下昇氏を処分した張本人である。テツカイ顔はさせないぞ！
松下氏を処分できたとしても、竹本氏、吉村氏の処分は絶対させないからなあ！

全学臨職闘争委員会

せられたような半眠半醒の状態のまま、それでも彼は、すぐに返事をしたりドアを開けたりするかわりに、そつと寝床を出て窓際にしのびよるだけの判断力はとりもどしていた。カーテンを二本の指でかすかに動かして外を見ると、自分にしつこくつきまとっていたあ

の悪い予感が、的中していることを彼は知った。彼がいる二階の窓からななめに見おろせる玄関の前には、真夏というのに鈍色の背広を着込んだ男たちが、大小老若とりませて八人ほど群らがり、そのうちのひとり、小型のトランシーバーのアンテナを引っぱり出し、戻したりしながら、口を近づけて何かささやいては耳のところへ持っていく首をかしげていた。庭の外に目をやると、背の低い植え込みを通して、そこにもまだ数人がそこかしこに立っている影があった。玄関の前のひとりが不意にこちらの窓に視線を向けそうになったのを機に、赤塚不智雄はカーテンからはなれた。そして蒼ざめてむくんだ顔のまま、階段を一步一步ふみしめるように降りて、玄関のドアに向かった。ドアは、いまにも破れるかと思わせるような音をたてながら震えていた。

それはこの数年ずっとのことだったといえ、殊にここ二月ばかり前から、成輔は、夜はまだ明るいうちから白々と明けわたるまで、昼は昼でまだ暗いうちからとつぷり暮れはてるまで、ひとつの定な想いにとらわれつづけてきたのである。本部長殿が召集される首脳会議の席上でも、知事殿が主催される夜会のパーティーのざわめきのあいだにも、この暗い予感が彼の念頭を去ることはなかった。職業柄、彼はその予感にかなりの程度まで具体的な形象を与えることができた。そのとき自分はどんな表情をするか、自分に向かってくる男たちにどんな言葉をしゃべるか、右手はどういう恰好になっている左手はどのあたりに位置するはずか——要するに、彼は、まだ警部補だったころの自分が部下を率いて相手の玄関をたたいたときの情景や、警察庁の本庁勤務として過○学生(当時はまだ反代

々木系三派学生と呼んだのだが)の思想状況調査に抜群の腕の牙を示して今日の栄達の基礎をきずいたところに接した多くの人間たちの表情を、そのまま表裏を逆にして想い描いていたのである。なるべく気づかないふりをして頭から追いはらおうとしてきたこの予感のなかで、だがしかし、彼が文字通り真剣になって、みずからの職業的生命のみならず肉体的生命を賭して見きわめようと苦心した点が一点だけあったのだが、皮肉なことに、この一点だけはどんなに彼が精神を集中してみても、はっきりした形象をとって浮かびあがってきてはくれないのだ。つまり、そのとき自分に向かってくる歩みよってくる人間たちは、どんな顔をしているか?——表情のことではない。相手の表情など、そのときはもう問題ではないのだ。自分の表情だけが問題なのだ。相手に関して問題なのは、それがどんな毛色の人間か、という一点だけなのである。

この一点だけがどうしても具体的に想い描けなかったために、自分のやりかたにはいづれもどこかしら曖昧なところが残ってしまった、と成輔は回想した。自分を逮捕しにやってくる人間が、名だたる民主府政知事・蠟皮主民丞虎九の配下のものであることが今からわかっているれば、それなりに手のうちようもある。蠟皮一派との関係を、本庁の一部保守派の意向にさからってでも、いっそう緊密にするよう努めればよいのだ。また逆に、虎九一派を完全に粉砕して右翼ファシスト政権が確立される見通しが間違いないのなら、それはそれで容易に対応できる。多少の抵抗は覚悟のうえで、公安条例や兇器準備集合法を協賛党「眠青」にも無理矢理適用して、壊滅させてしまおう。要するに、現在のようないくつかの「せ」政策をやめればよいのである。

ところが、赤塚不智雄成輔には、どうもこの判断がつかなくった。主民丞虎九に賭けるか、右翼ファシストに賭けるか、どうしてもその決め手がかめなかった。彼を迷わせた困難は、ひよっとするとこの両者が近い将来あっさりと手を握って連合政府を樹立することになるかもしれない、という見通しによって、いっそう大きなものとなった。そんなことでもなれば、どちらに加担しているようとも一方からは必ず断罪されるだろう。そうなったら、苦勞はすべて水の泡である。だから、彼の警備指揮は、いきおい、虎九一派にたいしても右翼ファシスト系にたいしても、煮えきらぬばかりかむしろきわめて協力的・友好的にならざるをえなかったのだ。彼が安心して弾圧したのは、いわゆる「過激派」だけであった。こう言つては気の毒だが、彼らが近い将来に権力を取るなどということ、成輔は頭から信じてはいなかった。ちよつと露骨に弾圧をかければ、ひとたまりもなく潰れてしまう。インテリと同じで、勇ましいことを言っていたやつほど逃げ足は速い。逃げる器量さえないやつは、いちばん近い仲間のなかに敵を仕立てて、それと角つきあわす。「人民の海」と彼らが言うもののなかに、泳がせることさえしなければ、まず九割がたは左殺しつくすことが容易にできる。「この顔にピンときたら一〇番!」や「一〇番!」あなたに隣にいませんか」というポスター・立看板は、一九六六年の第一次早稲田大学紛争らしい過激派狩りの智将として活躍昇進をつづけてきた不智雄成輔の進言もあって、これほどの繁殖を見るにいたったのである。

その成輔の信念が、この数カ月以来、微妙に揺らぎはじめていた。自分ではそれを認めようとしなかったが、それでも気づかぬふりを

しおせることは自分でもなかった。ひよっとすると——という驚きとも恐怖ともつかぬ想いが、腿のつけねとか人差指の爪先とかに、ときおりサツと走った。まさか奴らが——と打ち消してはみても、それは未知の内外魔境の物語のように彼をとらえた。やめておけばよかった、と今になって思っても、すでに遅かった。ある朝自分のドアを叩くであろう人間たちの顔に、もうひとつ、まったく想像もつかぬ表情の持主たちのイメージが加わった。それは、成輔がもう何年も相手にしてきたつもりでいながら、じつは何ひとつ彼らについて知らなかった人間たちの顔だった。明治時代からの先任者たちの手口に習って「過激派」という名称を貼りつけ、「国民」と隔離することによって粉砕しようとしてきた、その相手の顔。それを自分がじつは知らなかったことに、成輔ははじめて気づいたのである。うさんくさい人間、右翼ファシストからはむろんのこと蠟皮虎九一派からも憎まれていた人間を、「過激派」という括弧でくくって一般国民から切りはなすという方法の陥穽に、彼はおちいってしまっていたのだ。つまり、「あなたの隣にいませんか」という成輔たち自身の発明文句が物語っているように、「過激派」は、だれの隣にでも居るようなもの、ということばかり、だれの中にも居るようなものになってしまったのだ。成輔たちは、その意味に気づかぬまま、みずからますます深くその陥穽におちいっていった。ひとつのつちあげ事件をフルに活用して多数の人間を狩りたてるという彼らの常套手段は、ついに自己運動をはじめた。「朝霞自衛官殺害事件」に例をとれば、それ以後おこったすべての思想・治安関係「犯罪」をことごとくこれと関連させざるをえなくなり、あら

ゆる「関係」をネズミ算式にその周囲に発見せざるをえなくなった。ピンは「黒ヘル・グループ」から、キリは「処分教官救援・逃走支援グループ」にいたるまで、失笑を禁じえないようなものをもふくむ無数の幻の集団が、日本史に登場することになった。そして、ようやくそれらの幻が、不智雄成輔の眠りのなかにも悪夢として登場することになったのである。「おれは彼らの顔を知らない」——成輔は覚めてからつぶやいた。もしも万一、蛭皮一派や右翼ファシストではなく彼らがドアを叩くようなことになったら——成輔は、言

いしれぬ恐怖におののくのだった。

一步一步階段を降りながら、赤塚不智雄成輔の頭のなかを、下手な小説の回想場面のようになり、こんな想いが走りすぎていった。

ドアは躍り跳ねていた。その響き音と奇妙な対照をなした丁寧な声が、赤塚さん、赤塚さん、と外から忍耐よく呼びかけていた。成輔は、ドアの把手に掌をかけて、二呼吸三呼吸じつと立ちつくした。「蛭皮一派にちがいない」と彼は自分に言いかけた。「そうでなければ右翼ファシストだ。」万が一がいたら、という不安を彼はもう一度おしころそうとした。寝間着の衿元をあわせながら、ふとまた、「どうもモタモタしてるな。三文小説の心理描写だ」という想いが脳裡をかすめた。そして、思いきってドアのロックをはずした。と同時に、勢いあまったような恰好で男たちが駆けこんできた。その顔を見て、赤塚不智雄はワツと悲鳴をあげた——。

自分を逮捕しにやってきた（にちがいない、と彼は信じていたのだが）男たちの顔を見て、恐怖の叫びで自身自身の目をさましてお

きながら、どうしてもその男たちの顔を思い出すことができないうちが、彼の不安をいっそう大きくした。こういうときには遮二無二なにかひとつの事に没頭するしかないことを、彼もまた経験からよく知っていた。爆弾にそなえて外をパトロールする警官の靴音と、彼の叫びで目をさましたはしたがいつものことでもたすぐに寝入ってしまった妻の寝息とをききながら、彼は枕元の机にすわって旧友の埼玉県警本部警視・高橋朝霞介孝夫あての手紙を書いた。

「高橋孝夫君」と彼は書いた。「小生が京の検非違使庁に転任し、そのあとの武蔵国朝霞周辺の警護を貴君が担当されるようになってから、はや一年以上も経ってしまいました。甲斐国大菩薩峠で「赤匪」どもを一挙検束して、武蔵へ栄転した小生が、貴君らの援助を得て自衛官をひとり犠牲にし、「朝霞事件」に着手してからは、丸二年にもなるわけです。京へ赴く小生のために貴君らが開いてくれた送別の宴でも述べたように、小生は、京への着任後おそくとも三カ月以内に、朝霞事件を完全に解決し、あわせて京に巣喰う「過激派」どもを一掃してしまふ決意をかためていました。竹犬の友である貴君にだけ打ちあけることですが、小生は、近ごろ、自分で自分がわからなくなりそうです。高橋孝夫君、どうか笑わないでくれなまえ。こんな江戸川乱歩みたいな文体の手紙を書くこと自体、甲斐や武蔵の時代の小生を知る検非違使関係者には、ちよつと信じられないことかも知れない。それほど小生は自信を失ってしまったのです。やるだけやったら肩たたきあい、というような状態であれば、疲れたけれどチョットだけよ、と言って笑っていられるかもしれない。三分間といわぬまでも、月もガマンすれば、犬とメリーはゴ

ミを捨てません、と威張ってポスター手紙をきれいにとりかたずけ、美しい日本と私運動に全面協力できるものとばかり思っていたのに、京へ着任してみれば、右も左も風通しが悪く、今年なんぞは三八・六度の熱病のような暑気が二度までも襲って、小生の脳味噌を乗っ取ろうとする始末。少しでも風通しのよい土地と、連絡をつけておきたいと、考えたすえの妙案が、海に面した阿波・摂津・備前・越前、はた三河、尾張の国でにぎやかに、一挙上演大芝居。小生を京に派遣した貴君らの署の「朝霞自衛官殺害事件特捜本部」の意向を受けて、ついに結んだ点と点。六月二十日から二十九日の一斉捜索・押収は、とかく噂されがちなわれわれ警察関係者の縄張り根性を矯正するためのまたとない機会であり、試金石だったので。孝夫君、ここだけの話ですが、どうやら大変なことになるそう

だ、という予感が小生にはします。全国二十カ所での押収品目録交付書をあらためて一覧すると、よくもまあ、と呆れるほど、われわれの陣容が明らかになっていくし、逆に、われわれがマスコミ報道陣に流されたニュース記事をもつても、われわれが創設した「処分教官支援グループ」の姿はいつこう明らかになっていませぬ。世の中がこれほど曖昧模範としていることに、小生は近ごろ、いたたまれないほどの苛立ちをおぼえるのです。高橋孝夫君、ひよつとして、ばくはノイローゼか何かではないだろうか？

こんど貴君が関西・四国・中国方面へ来られたら、ひとつ息抜きにドカンと豪遊しませんか？ このあいだ貴君に紹介した当地の大学の首脳部が、先日来の一件の礼をかねてとかいうので小生や摂津阿波備前の検非違使幹部を祇園の与力とかいう茶屋に招待してくれ

たが、なかなかどうして大いものでした。貴君がたは遠方だということと、なんでも新幹線に競合脱線だか乗っ取りだかの恐れがあるとかいうことで、残念ながら次の機会にしよう、ということになった次第です。疲れているところへ飲みすぎたせい、けさはいやな夢が目ざめて、まだ頭がふらふらしている始末、この手紙も愚痴っぽくなってしまつて申しわけありません。あれやこれやで一件の報告書をお送りするのもすっかり遅れていましたが、同封します。浦和地裁の菊池光鉦裁判官にもコピーを廻しておいてください。あの男はもうすっかりわれわれの言いなりだが、まだ安心はできません。ときどき鼻薬と桐喝とを適宜配合して注入する必要があります。それにしても本当にイヤな世の中ですね。なにか終身刑くらいになる犯罪をおかして、何の心配もなしに余生をゆつくりと刑務所で暮せたら、どんなに良いだろうか、と時々思います。

報告書 (極秘扱)

昭和四八年六月二〇日より同月二十九日にかけて埼玉朝霞警察署助勤埼玉県警本部司法警察員警視高橋浅墓介孝夫の指揮により京都府京都市左京区吉田本町京都帝国主義大学校内京都帝国主義大学評議会ほか十九カ所において兵庫県警察本部等と合同で行なつた被疑者竹本某に対する犯人隠避被疑事件に関する捜索および差押について本職は別紙の通り報告するものである。

京都府警察本部警備部長・司法警察員警視 赤塚不智雄成輔
昭和四八年八月吉日

朝霞自衛官謎の殺害事件特別捜査本部長殿

〔別紙一〕

- 一、捜索および差押の日時、場所。別紙二のとおり。
- 一、押収品目録。別紙三のとおり。
- 一、捜索および差押の執行にたざわつた司法警察員。
 - 兵庫警察本部警備課警部補 久木田豊
 - 埼玉警察本部警備第二課警部補 岩田行夫
 - 愛知県警察本部警備課警部補 米村順介
 - 愛知県警察本部警備課警部補 福田 幸
 - 岡山警察本部警備課警部補 谷惣太郎
 - 岡山東警察署巡查部長 吉原喜美信
 - 岡山県警察本部警備課警部補 竹原芳輔
 - 岡山東警察署巡查部長 高村貞雄
 - 愛知県警察本部警備課警部補 石田昭寿
 - 朝霞警察署助勤川口警察署警部補 新尾博司
 - 京都府警察本部警備課警部補 中野 鏡
 - 京都府警察本部警備課警部補 長谷義邦
 - 京都府警察本部警備課警部補 林 正則
 - 京都府宇治警察署身分不明稲員洋一
 - 京都府宇治警察署身分不明 林 正則

- 一、捜索および差押の状況。大成功であった。
- 一、本職の所見、備考等。別紙四のとおり。

〔別紙二〕略。

〔別紙三〕略。

〔別紙四〕

一、本件についての概略はすでに合同捜査会議で報告された通りであるが、表面的な成否とは無関係に当初よりの最大の目標の達成をもって本捜査、差押は一応の成果を収めたことみなされるべきである。本職は思料する。すなわち、京都帝国主義大学評議会の行ないつつある同大学経済学部助手滝田修こと竹本信弘(三三年)に対する分限免職処分に関する審査の過程で生じた解決不能な困難を警察力を借りて解決せんと決意した同大学当局の決意と、強盗予備事件容疑者滝田こと竹本の逮捕のために同大学当局の協力を得ることを期待する警察側の意向とが一致をみるに至り、今回の全国一斉捜査差押ならびに同大学当局の快諾にもとづく同大学評議会の処分審査関係文書の差押の成功を見たものであるが、同大学当局は滝田こと竹本の代理人となることを申請した犯人隠避被疑事件被疑者松下昇(三七年)から同人立会いのもとでのみ開封すべきことを伝えられていた未開封文書が差押を執行した司法警察員の手によって開封されるのに立会う機会を得、あわせてその内容を発送者の意図に反して見ることができたものであり、反面、警察側は、大学の最高決定機関たる評議会を公安事件捜査に協力させ、かつ大学評議会の審議、決定の過程に事実上参加するといわが国捜査史上画期的な前例をひらくことができたものである。

一、右の捜査にさいして、前田敏男総長、大西一正事務総長等、同大学首脳部が捜査にきわめて協力的であり、就中、六月二十八日に

執行された同大学評議会における処分(査関係書類の差押にさいしては総長みずから差押されるべき文書を計三十三点にわたって用意し、庶務課長馬越頼一をして進んで提出せしめたことは、特筆に値すると言わなければならぬ。大学と警察との間のあるべき理想的関係を示したものととして注目されるべきであろうと本職は思考するものである。背後にある事務局長の補佐の功績も多とすべきことは言を俟たない。

一、マスコミ報道機関と警察との誠意ある緊密な協力関係も、学ぶべき多くの教訓をのこした。特に、滝田こと竹本助手を「元京大助手」として報道した大多数の新聞社の良識はもって手本とすべきものであり、また、とりわけ「毎日新聞」の報道姿勢は本職らの期待をもうわまる理想的なものであった。その記事の一部を引用すれば左の通りである。

——この日の捜索は今日二十日、埼玉県警が滝田をかくまった疑いで神戸市(中略)松下昇元神戸大講師(宅)宅を捜索した際、同家から逃走、活動資金とみられる現金数百万円と、かなりの額の貯金通帳が見つかり、松下元講師が滝田と連絡をとっていたことを供述したので、同県警では松下元講師が「処分教官を守る会」の活動を通じて滝田の逃走を助けたとみて、松下講師の片腕といわれる坂本元講師宅などを捜索、滝田捜査の網をせばめることにした。——(六月二十八日付夕刊、東京版、大阪版)

率直に言うならば、これほどまでの協力がマスコミから得られようとは本職をふくむ捜査官の誰一人期待していなかったところであり、この記事の内容にはいささか驚きを禁じえなかった捜査

官もあつたと聞くが、当()およびその周辺では「毎日新聞」にたいして何らかの制裁措置を講ずる予定との不穏な情報も伝えられていたところから、万一、訂正要求等、過激な行動に及んださいには、報道の自由を守るための毅然たる対応を警備当局が要求されるのは当然であろう。

一、報道関係者の前向きな姿勢とは対照的に、被疑者、被捜索押収者(京都大学当局を除く)、今後の被捜索予定者、等々、不穏分子のその後の動きは強く非難されねばならない。情報によれば、各地における独自の抗議、反撃行動のほか、七月一日には京都同志社大学において「どんなささいな弾圧も見逃さない会」主催と称する集会が開かれ、本職においては当日稲員洋一以下二十名の私服警察官を会場周辺に派遣、警戒に当らしめたところ、爆弾火炎瓶等の使用に及ぶこともなく平穩に終始した模様である。しかしながら、右集会をはじめ各所での会合や新聞雑誌の紙上における当事者等の発言等を考察するところ、右当事者等の関心の中心は滝田こと竹本の支援とは必ずしも言えない面が少なくはなく、右当事者等の意図を察知するため兵庫県警その他の警察官等三十五名をこの察知のための任務に当てるべきことが過日の共同会議において決定せられ、国会審議の再開を持ってただちに予算措置がとられるものである。

一、右と関連して、以下の事柄に留意することが緊要であると思料する。すなわち、今回の一斉捜索、押収が当事者等に与えた打撃を過大評価することなく、最大限右当事者等の内部矛盾を促進し行かなければならない。滝田こと竹本に対する処分反対運動の

具体的方針をめぐるとんなささいな意見のくいちがいを見逃すことなく、そのくいちがいを内部対立にまで拡大発展させるべく、あらゆる措置を講じなければならぬ。運動が長期におよべば、とりわけ失業者、被処分教官と、未処分教官との間には、経済的肉体的な疲労の差が生まれ、その差の拡大とともに意見の小さなくいちがいが思想的対立の外観を呈するようになる。この段階において、最も近い人間から順に最大の敵に仕立てていく思考方法が生じることは、従来の事例が物語る通りであり、この法則に注目し最大限それを促進せしめること以外に、この種の犯罪者を取締る有効な手段は見出しがたい、と本職は確信するものである。

一、右の手段を講ずるにさいして最も大きな障壁となりうるものは、直接的関心の次元を同じくして見えないか見える多様な構成員からなる集合体の存在であろう。被処分教官の支援等々のために結成された活動をつづけている「五月三日の会」が果す悪しき役割に注目すべきであり、右会と一部のメンバーおよび関係者とを切りはなすことが肝要であるが、さしあたりその対立は、各地での運動の資料の機関誌への掲載の是非をめぐって顕在化させることが可能であると思われる。

一、「どんなささいな弾圧も見逃さない会」名称の団体は、破防法適用団体化という方途をとらずに解体せしめるのが得策である。本職の名譽を著しく傷つけ、国民相互の信頼を裏切り、虚実の間を定かならざるものに変えようと意図する右会の「通信」の配布を、全力をあげて防止することが警備担当者の目下の最大任務であると確信するものである。

以上

〔補充資料〕
本職子飼いの有無欺儂奴(二代目)が得てきた情報によれば、今回の一斉搜索押収に關し、京都帝國主義大學教官有志は去る八月二十五日午後、同帝國主義大學總長前田敏男に左の文書を手渡し、同時に評議會全員に宛てて發送した。今後なお追及の動きが継続すると懸念されるので、全国各警察署警備担当官においては、嚴重な警戒体制を常時とることが必要である。

抗議と要求

わたしたち全学教官有志をもふくむ多くの大学構成員が、竹本信弘・経済学部助手の「処分」審査をめぐって、再三にわたり京都大学評議會ならびにあなたに送った要請状、公開質問状などにたいし、あなたがたは、終始沈黙をもってこたえてきた。そのかん、周知のとおり竹本助手「処分」審査の過程に端を発していると思われる家宅搜索・押収が、京都大学の研究室をふくむ全国十数カ所でおこなわれた。この事態は「処分」理由そのもの、すなわち「昭和四七年一〇月一日以降無断欠勤を続け、現在なお行方不明である」ということの不当性、また評議會が「審査説明書」の官報公示をもって竹本助手への通知にかえたとし、同助手から何らかの連絡がないことをもって陳述の権利の放棄とみなせようとするこの不当性を、あらためて明らかにする。と同時に、竹本助手にたいする「処分」審査が、たとえば「処分」申請書である経済学部当局の主張するように純然たる学内問題ではありえないことを、よく示している。すなわち、根拠といえは「容疑者の「自白」と称せられるものだけに、無法な悪宣伝にさらされ、官憲に追われている竹本助手が、「大学」と連絡をとることを不可能にされているだけではないのだ。竹本助手の「処分」審査に代理人あるいは参考人として出席する用意が」とを表明した人間までが、ただちにこ

のような警察による干渉を受けるのが実情である。

あなたは、だがしかし、「処分」審査にたいするこのような警察力の介入にたいして一片の抗議の姿勢すら示さなかったばかりか、聞くところによれば、六月二十八日には、竹本助手「処分」審査にかかわる計三十三名の評議會書類等を、警察に提出した。このなかには、何人からの私信がふくまれており、また、京都大学原議書その他、大学にとっての重要書類もはいつている。あなたは「公務上の秘密保持のための押収拒絶権」(刑事訴訟法第一〇三条)を主張することも、提出に先立って評議會にはかることもせず、また事後に大学構成員にたいしてこのことを報告することもせぬまま、ひたすらこの事態をかくしつづけてきた。

問題は、こうしてすでに、評議會内部の審議という次元をこえて、大学の自律性そのものの存立にかかわることがらとなつていく。大学評議會の長が評議會の審議書類を、しかも教官の「処分」にかかわる重要書類を、警察当局の手にゆだねることにすんで同意した前例は、あの戦前・戦中のファシズムの時代にすら、なかったのではないか。この問題は、このまま沈黙のうちに葬り去られてしまふわけには絶対にかない。わたしたちは、とりあえず、あなたが今回の一連の事態にかんする明確な事情説明、事実をそくした経過報告を、京都大学の全構成員にたいして速やかにこなされるよう、強く要求する。

一九七三年八月二五日

京都大学全学教官有志

京都大学評議會議長
前田敏男殿

資料編

資料・押収品目リスト・その他

〔資料〕 求釈明

一九七三年六月二十二日

神戸市灘区赤松町一丁目一番地
松下昇気付 山本 光代

第一、(一)、貴評議會のいう「委任状」提出期限(昭和四八年六月二〇日)(以下αと略す)に私が、私の提出可能な原「本」(以下βと略す)を提出不能であったことは私の責めにききないこと。

(二)、従って貴評議會文書(六月九日付)(以下γと略す)のいうように「竹本信弘」氏の免職処分をめぐる陳述(以下δと略す)請求権は現在もあること

(三)、δが一日も早くめざされるべく処分者評議會は最善の努力を尽す責任があること。

(四)、そのために左記の「私」の求釈明に対して至急回答されるよう要請します。

第二、(一)、γに従いβを提出するべく準備しておりましたところ、α早朝埼玉、愛知、兵庫、徳島各県警職員が貴評議會に対してδをめぐる何らかの關係をもつものに対して加えた全国的な竹本信弘隠避被疑事件に対する家宅搜索の一環として私は私の住居において多数の重要な「私」有財産を押収されました。(押収品目リスト参照)

(二)、私に対する被疑の証提はこの間私が貴評議會に対してδ請求を行つたことによるものであり、私が「竹本」氏と連絡可能であるこ

とを私の意志に反して貴評議会が埼玉県警に通報されたことは、まことに遺憾であります。

第三、従って私は左記のような求釈明に対して貴評議員各位はどのように回答されるか、確認がない限りβの提出は不可能であるという緊急事態におかれたわけであり、その責任は通報を行った貴評議会にあります。

求 釈 明

一、〈委任状〉の原〈本〉を請求する貴評議会のハラは a、b のうち何ですか。

a、〈私〉を〈犯人〉隠避その他の罪におとし入れる。 b、イモヅル式に〈竹本〉氏を捕縛する。

二、前田議長は電話で原〈本〉を郵送すべきものあるいは馬越氏に手交すべきもので、直接たすようなものではないと言っておられましたが、その程度の重要さのものなら、何かで代行出来るのではないかと。

三、前田議長は又「証拠が欲しいのだ」と言われましたが、「証拠」なら押収目録がまさにそうではありませんか。

以上

〔緊急報告〕

八月八日午前十時ころ、松下氏、神戸市内の路上で警察に身柄を拘束され、警察に連行され、拘束令状を見せられた。公判に五回出廷拒否したため、十二時半ころまで、もっぱら〈竹本〉関係の尋問をうけ、一時に地裁へ連行された。

〔資料 一〕

申 入 書

〈私〉は、〈竹本信弘〉氏と連絡をとることができ、〈処分〉過程に関する行動の全てを委託されています。その趣旨をより詳細に示している〈資料〉を入れてある未開封の封筒も手許にあります。

従って、貴評議会が〈処分〉の審査をおこなう以前に、〈私〉を媒介する必要な措置をとること（例 前記の事情について〈私〉に陳述する機会を与えること）が、法的にも不可欠でしょう。

一九七三年二月二十二日

徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代 気付

松 下 昇 ㊦

京都大学評議会 御中

〔資料 二〕

陳述請求について

昭和四十八年一月二十六日付官報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信弘〉氏が教特法第九条二項の規定により陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。

なお参考人要請を希望していますが、名簿作成中ですから追ってお知らせ致します。

至 急！

昭和四十八年二月二十四日

神戸市灘区高羽楠丘10 松下昇気付

山本 光代

京都大学評議会 殿

〔資料 三〕

貴殿からの二月二十二日付けの京都大学評議会あて申し入れ書の趣旨は、竹本信弘氏の代理人として陳述を希望しておられるのか、参考人としての陳述を希望しておられるのか不明ですからそのいずれであるのかを、五月四日までに京都大学評議会あて回答ください。

昭和四十八年四月二十四日

京都大学評議会事務担当部長

京都大学庶務部庶務課長

馬 越 頤 一 ㊦

徳島市南蔵本町二丁目九の五

山本光代 気付

松 下 昇 殿

〔資料 四〕

貴評議会からのものと思われる四月二十四日付文書（書留四・三三一六七七号）に対する〈私〉からの第一次の〈回答〉は次の通りです。

〈私〉は〈竹本〉氏から〈処分〉過程の全ての行動を委託されている〈代理人〉であり、同時にこの委託過程を〈証言〉する〈参考人〉であり、さらに……でもあります。貴評議会がより詳細を知りたいと希望されるのであれば〈説明〉することも可能です。

ところで、前記四月二十四日付文書では、代理人と参考人の区別およびその根拠が明らかではないのでこの点に関してまず回答して下さい。

京都大学評議会 御中

〔資料 五〕

貴評議会からの四月二十四日付の〈私〉あての〈陳述請求〉について

の文書の趣旨は、〈竹本信弘〉氏の〈委任状〉がなければ〈陳述請求〉は無効であるのか、ないのか、が不明ですからそのいずれであるのかを五月十八日までに、私が出席する徳島大学評議会あて御回答下さい。同文書は〈委任状〉があれば教特法第五条に基づく陳述の機会を与えるものと思われませんが、もしそうであるならば、〈委任状〉提出後〈私〉がどのような手続きをすればよいのかも合わせてお知らせ下さい。

昭和四十八年五月三日

神戸市灘区赤松町一丁目一番地 松下 昇気付

山本 光代

京都市左京区吉田本町

京大本部内

京都大学評議会 殿

〔資料 六〕

貴殿からの二月二十四日付けおよび五月三日付けの京都大学評議会あての陳述請求についての文書は、竹本信弘氏の委任に基づく陳述請

求であるとのことですが、もしそうであるならば、竹本信弘氏が貴殿に陳述請求を委任した旨の委任状（本人の署名または印鑑証明つき記名押印のあるもの）を、京都大学評議会あてに六月四日までにご送付ください。

なお、京都大学評議会の行う分限処分の審査に関する申合せ（昭和四十八年一月十六日評議会申合せ）を同封しますので、ご参照ください。

昭和四十八年五月二十四日

京都大学庶務部庶務課長

馬越 穎一 ㊟

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下 昇殿気付

山本 光代 殿

（資料 七）

前略

昭和四十八年五月二十四日付のお手紙拝見致しました。

御請求の委任状の件ですが、竹本信弘氏はすでに複数の委任状を複製しており、そのうち私が提出可能な委任状について左記の点についてどうすればよいのか分りませんので至急御回答下さい。

記

一、委任状は原（本）を提出するのか

二、委任状は「コピー」を提出するのか

三、委任状と陳述請求との関係はどうなっているか 以上

なお現在「竹本」氏には参考人について希望と陳述に必要な関係

書類、記録、その他事実及び資料の提出の準備があるとのことでしたので申し添えます。

昭和四十八年六月三日

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下 昇気付

山本 光代 ㊟

京都市左京区吉田本町

京都大学本部内

京都大学評議会殿

（資料 八）

前略

同封した封筒の中には「私」が二月二十二日付および五月三日付文書でのべた「竹本信弘」氏からの文書（複数）の一部が入っており、それらの文書には「竹本信弘」氏の署名、捺印のあることを「私」は確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには「私」、あるいは「私」からの、この件に関する行動を委託されていることを示す「文書」（署名、捺印のあるもの）をもつ人間の立ち会いを必要としますので申し添えておきます。

昭和四十八年六月三日

松下 昇 ㊟

京都大学評議会 御中

（資料 九）

貴殿からの六月三日付けの「大学評議会あての文書」について、左

記のとおり回答します。

記

一、委任状（竹本信弘氏の署名または印鑑証明つき記名捺印のあるもの）は、原本を提出すること。

二、一の委任状は六月二十日までに京都大学評議会あて提出すること。

三、竹本信弘氏が貴殿を代理人として陳述請求をしたことを証明するものとして一の委任状が必要であること。

四、一の委任状が期日までに提出されない場合には、三の陳述請求は無効となり、竹本信弘氏の陳述の機会がなくなることに。

昭和四十八年六月九日

京都大学評議会事務担当部局

京都大学庶務課長

馬越 穎一 ㊟

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下 昇殿気付

山本 光代 殿

（資料 一〇）

「私」は「本処分審査（竹本）本処分審査を含む」に関して「被審査者」から処分審査過程に不可欠の文書を預っており、このことについては「松下山」氏も承知されておりますので、貴評議会にお知らせ致します。

一九七三年六月二〇日

坂本 守信 ㊟

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

（資料 一一） 裏表紙参照

